

第二章 内国民待遇及び物品の市場アクセス

第A節 定義及び適用範囲

第二・一条 定義

この章の規定の適用上、

「広告用フィルム及び記録物」とは、主として映像又は音声から成る記録された視覚的媒体又は聴覚的資料であつて、顧客に見せるには適當であるが、公衆に放送するには適しない種類のものであり、締約国の者が販売し、又は賃貸しようとする産品又はサービスの性質又は用法を示すものをいう。

「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定をいう。

「著しく価額の低い商品見本」とは、商品見本又は貿易のための見本であつて、その個別の価額若しくは船積みされた合計の価額が一アメリカ合衆国ドル若しくは他の締約国の通貨によるその相当額を超えないもの又は販売に適しない若しくは商品見本以外の使用に適しないよう標識を付され、破られ、穴をあけられ、若しくはその他の取扱いをされたものをいう。

「領事手続」とは、他の締約国の領域への輸出を予定している締約国の産品について、領事送状又は領事

査証（商業送状、原産地証明書、積荷目録、荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であつて、輸入の際に又は輸入に関連して必要となるものに対するもの）を取得することを目的として、まず、輸出締約国の領域において輸入締約国の領事の監督を受けるために提出しなければならないとの要件をいう。

「消費される」とは、産品について、(a)実際に消費されること又は(b)(i)産品の価額、形態若しくは用途の実質的な変更を生じさせるために若しくは(ii)他の産品の生産において更なる加工若しくは製造が行われることをいう。

「無税」又は「免税」とは、関税の免除をいう。

「スポーツの目的で輸入される産品」とは、輸入締約国の領域に輸入される運動用具であつて、当該締約国の領域において運動競技会、実演又は訓練のために使用されるものをいう。

「展示又は実演に供するための産品」には、その構成部品、補助機器及び附属品を含む。

「輸入許可手続」とは、輸入締約国の領域への輸入に先立ち当該締約国の関係行政機関に対する申請書その他の書類（通関のために一般的に要求されるものを除く。）の提出を要求する行政上の手続をいう。

「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A輸入許可手続に関する協定をい

う。

「特定措置の履行要求」とは、次に掲げる要求をいう。

- (a) 一定の水準又は割合の産品又はサービスが輸出されること。
- (b) 関税又は輸入許可手続を免除する締約国の国内産品又は国内のサービスを輸入産品に代替すること。
- (c) 関税の免除又は輸入許可手続に係る要件の免除によって利益を受ける者が、当該関税若しくは当該輸入許可手続を免除する締約国の領域において他の産品若しくはサービスを購入すること又は国内で生産された産品を優先すること。

- (d) 関税の免除又は輸入許可手続に係る要件の免除によって利益を受ける者が、当該関税又は当該輸入許可手続を免除する締約国の領域において、一定の水準又は割合の現地調達を行って産品を生産し、又はサービスを提供すること。

- (e) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

ただし、特定措置の履行要求には、輸入産品に関する次の(f)から(i)までに掲げる事項の要求を含まない。

(f) その後に輸出されること。

(g) その後に輸出される他の製品の生産において材料として使用されること。

(h) その後に輸出される他の製品の生産において材料として使用される同一又は類似の製品によって代替されること。

(i) その後に輸出される同一又は類似の製品によって代替されること。

「印刷された広告用資料」とは、統一システムの第四九類に分類される産品（小冊子、パンフレット、リーフレット、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑並びに観光の促進のための資料及びポスターを含む。）であつて、産品又はサービスの促進、発表又は宣伝のために用いられ、本質的に産品又はサービスの宣伝を意図し、かつ、無償で提供されるものをいう。

第二・二条 適用範囲

この章の規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、締約国の物品の貿易について適用する。

第B節 内国民待遇及び物品の市場アクセス

第二・三条 内国民待遇

1 各締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定（その解釈に係る注釈を含む。）の例により、他の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、同条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 1の規定に従って締約国が与える内国民待遇は、地域政府については、当該地域政府が属する締約国の産品であつて、輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの又は代替可能なものに対して当該地域政府が与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

3 1の規定は、附属書二―A（内国民待遇並びに輸入及び輸出の制限）に掲げる措置については、適用しない。

第二・四条 関税の撤廃

1 いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、現行の関税を引き上げ、又は新たな関税を採用してはならない。

2 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、附属書二―D（関税に係る約束）の自国の表に従つて、漸進的に関税を撤廃する。

3 いずれかの締約国の要請に応じ、当該要請を行った締約国及び他の一又は二以上の締約国は、附属書二―D（関税に係る約束）の自国の表に定める関税の撤廃時期の繰上げについて検討するため、協議する。

4 原産品の関税の撤廃時期を繰り上げる二以上の締約国間の合意は、当該合意を行った各締約国が自国の関係する国内法上の手続に従って承認した場合には、当該原産品に関する附属書二―D（関税に係る約束）の当該各締約国の表に定める税率又は実施区分に優先する。当該合意の当事国は、新たな関税率が効力を生ずる前の実行可能な限り早期に、他の締約国に通報する。

5 締約国は、いつでも、附属書二―D（関税に係る約束）の自国の表に定める他の一又は二以上の締約国の原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げることができる。締約国は、新たな関税率が生ずる前の実行可能な限り早期に、他の締約国に通報する。

6 いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定の下で原産品について適用される関税率の適用を輸入者が要求することを禁止してはならない。

7 締約国は、関税率の一方的な引下げの後、附属書二―D（関税に係る約束）の自国の表に定める各年の

水準を上限として、関税を引き上げることができる。

第二・五条 関税の免除

1 いずれの締約国も、特定措置の履行要求を満たすことを関税の免除の明示的又は黙示的な条件として、新たな関税の免除を採用し、現行の関税の免除の適用を現行の受益者との関係で拡大し、又は現行の関税の免除の適用を新たな受益者に対して拡大してはならない。

2 いずれの締約国も、現行の関税の免除の継続について、特定措置の履行要求を満たすことを明示的又は黙示的な条件としてはならない。

第二・六条 修理及び変更の後に再輸入される産品

1 いずれの締約国も、当該締約国の領域から他の締約国の領域に修理又は変更のために一時輸出された後当該締約国の領域に再輸入される産品について、その原産地のいかにかわらず、関税を課してはならない。この場合において、当該修理又は変更が、修理若しくは変更のために当該産品が輸出された締約国の領域で行うことが可能であったかどうか又は当該産品の価額を増加させたかどうかを問わない（注）。

注 カナダについては、この1の規定は、第八九類に規定する船舶であつて、修理され、又は変更されたものについては、適用し

ない。これらの船舶は、附属書二―D（関税に係る約束）のカナダの表に定める関連する関税品目に係る注釈に適合する方法により取り扱われる。

2 いずれの締約国も、修理又は変更のために他の締約国の領域から一時輸入される産品について、その原産地のいかんにかかわらず、関税を課してはならない。

3 この条の規定の適用上、「修理又は変更」には、次の作業又は工程を含まない。

- (a) 産品の本質的な性質を失わせ、又は新たな若しくは商業的に異なる産品を作ること。
- (b) 未完成品を完成品にすること。

第二・七条 著しく価額の低い商品見本及び印刷された広告用資料の免税輸入

各締約国は、他の締約国の領域から輸入された著しく価額の低い商品見本及び印刷された広告用資料に対し、その原産地のいかんにかかわらず、免税輸入を認める。ただし、各締約国は、次のことを要求することができる。

- (a) 著しく価額の低い商品見本が、他の締約国又は非締約国の領域から提供される産品又はサービスの注文を集めるためにのみ輸入されるものであること。

- (b) 印刷された広告用資料が、各広告用資料につき一点のみを内容とする包装物として輸入されるものであり、かつ、当該広告用資料又は当該包装物が、一層大きい積送品の一部を成すものでないこと。

第二・八条 産品の一時輸入

1 各締約国は、次の産品について、その原産地のいかんにかかわらず、一時免税輸入を認める。

- (a) 職業用具（報道又はテレビジョンのための用具、ソフトウェア並びに放送及び映画用の用具であつて、業務活動、貿易又は輸入締約国の法令に従つて一時的に入国する資格を有する者の職務を遂行するために必要なものを含む。）

- (b) 展示又は実演に供するための産品

- (c) 商品見本及び広告用フィルム及び記録物

- (d) スポーツの目的で輸入される産品

2 各締約国は、関係者の要請があつた場合において、税関当局が正当と認める理由があるときは、一時免税輸入の期間制限を最初に定めた期間を超えて延長する。

3 いずれの締約国も、1に規定する産品の一時免税輸入の条件として、次のこと以外を要求してはならな

い。

(a) 当該産品が、他の締約国の国民によってのみ使用され、又は他の締約国の国民自身による監督の下で使用されるものであり、かつ、当該他の締約国の国民の業務活動、貿易、職務又はスポーツを遂行するために用いられること。

(b) 当該産品が、当該締約国の領域内で販売されず、又は賃貸されないこと。

(c) 当該産品に対し、輸入又は最終輸入の際に課され、輸出の際に返還される課徴金の額を超えない額の担保が伴っていること。

(d) 輸出入の際に当該産品の同一性を確認することができること。

(e) 当該産品が、(a)に規定する国民が発する際に、当該締約国が定める一時輸入の目的に合理的に関連する期間内に又は一年以内に（延長される場合を除く。）輸出されること。

(f) 当該産品が、意図された使用のための合理的な数量を超えて輸入されないこと。

(g) 当該産品が、当該締約国の法令に基づいて当該締約国の領域に輸入可能であること。

4 各締約国は、国際運輸において産品の輸送に用いられており、又は用いられるコンテナ及びパレット

について、その原産地のいかんにかかわらず、一時免税輸入を認める。

- (a) この4の規定の適用上、「コンテナ」とは、輸送機器であつて、全体又は一部が区切られて産品を収納するための区画室を構成しており、十分な、一立方メートル以上の内容積を有しており、恒久的性質を有しており、反復使用に適するほど堅ろうであり、国際運輸において多数使用されており、運送の途中の詰替えなしに二以上の運送方法で行う産品の運送を容易にするため特に設計されており、並びに迅速な取扱い（特に一の輸送方式から他の輸送方式への切替え）が可能であるように、かつ、詰込み及び取出しが容易であるように設計されているものをいう。ただし、コンテナには、車両、車両の附属品若しくは予備部品又は包装を含まない（注）。

注 各締約国は、統一システムの第八六・〇九項に分類されるコンテナであつて内容積が一立方メートル未満のものについて、附属書二―D（関税に係る約束）の自国の表に定めるところにより、この協定が自国について効力を生ずる日に関税を撤廃する。

- (b) この4の規定の適用上、「パレット」とは、小型の移動可能な台であつて、二のデッキ（支持材によつて区切られているもの）又は一のデッキ（脚で支えられているもの）で構成され、その上で産品を

移動させ、積み重ね、及び保管することができ、かつ、主にフォークリフト、パレットトラック又はその他のジャッキ装置によって取り扱われるように設計されたものをいう。

5 締約国は、自国が3の規定に基づいて課する条件が満たされなかった場合には、自国の法令に基づく他の課徴金又は罰金に加えて、当該産品に通常課される関税その他課徴金を課することができる。

6 各締約国は、この条の規定に基づいて輸入された産品の迅速な引取りの許可について定める手続を採用し、及び維持する。当該手続は、可能な限り、一時的に入国することを希望する他の締約国の国民がこの条の規定に基づいて輸入された産品を携行する場合には、当該国民の入国と同時に当該産品の引取りがなされることを定める。

7 各締約国は、この条の規定に基づき一時輸入された産品が、輸入を認めた税関が所在する場所以外の税関が所在する場所から輸出されることを認める。

8 各締約国は、国内法令に従い、この条の規定に基づいて輸入された産品について責任を負う輸入者その他の者が、当該産品が一時輸入のために定められた期間（適法に延長された期間を含む。）内に破損したことを示す適切な証拠を輸入締約国に提示することによって、当該産品を輸出することができないことに

ついて責任を負わないことを定める。

9 第九章（投資）及び第十章（国境を越えるサービスの貿易）の規定に従い、

- (a) 各締約国は、国際運輸で用いる車両又はコンテナであつて、他の締約国の領域から自国の領域に入国したものが、経済的で迅速な出発のために合理的な関連を有する経路により自国の領域から出国することを認める（注）。

注 この(a)のいかなる規定も、締約国が、高速道路及び鉄道の安全のための一般に適用される措置を採用し、若しくは維持すること又は車両若しくはコンテナが当該締約国が税関が所在する場所を有しない地点から当該締約国の領域に入国し、若しくは当該締約国の領域から出国することを防ぐことを妨げるものと解してはならない。

- (b) いずれの締約国も、車両又はコンテナが到着する税関が所在する場所と出発する税関が所在する場所の相違のみを理由として、担保を要求し、又は罰金若しくは課徴金を課してはならない。
- (c) いずれの締約国も、車両又はコンテナの自国の領域への到着に関連して課される義務（担保を含む。）の免除について、当該車両又はコンテナが出発する特定の税関が所在する場所から出国することを条件としてはならない。

(d) いずれの締約国も、他の締約国の領域から自国の領域にコンテナを運ぶ車両又は運送手段が、当該他の締約国の領域又はその他の締約国の領域に向けて当該コンテナを運ぶ車両又は運送手段と同一であることを要求してはならない。

10 9の規定の適用上、「車両」とは、トラック、トラックトラクター、トラクター、トレーラーユニット若しくはトレーラー、機関車又は鉄道車両若しくはその他の鉄道設備をいう。

第二・九条 臨時の討議

1 各締約国は、この章の規定の対象である事項（この章の規定の運用に影響を及ぼす可能性がある締約国の措置に関する第二十六・五条（情報の提供）の規定に従って提供される要請又は情報を含む。）について締約国間の連絡を円滑にするため、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って連絡部局を指定し、通報する。

2 締約国（以下この章において「要請国」という。）は、この章の規定の下で生ずる事項（特定の非関税措置を含み、他の章の規定によって設置される当該他の章に特有の協議の枠組みにおいて対処することができる事項を除く。）であって、当該要請国が物品の貿易に関する自国の利益に悪影響を及ぼすおそれ

あると信ずるものについて、他の締約国（以下この条において「被要請国」という。）に対して当該被要請国のこの章の連絡部局を通じて書面による要請を送付することによって、臨時の討議を要請することができる。当該要請は、書面によるものとし、当該要請の理由（当該要請国の懸念に関する記述及び当該懸念に関連するこの章の規定の記載を含む。）を特定する。当該要請国は、他の全ての締約国に対し当該要請の写しを提供することができる。

3 被要請国は、要請の対象である事項が他の章の規定によって設置される当該他の章に特有の協議の枠組みにおいて対処されるべきであると考えられる場合には、当該要請が当該枠組みにおいて対処されるべきであると考えられる理由とともに要請国のこの章の連絡部局に対して速やかに通報する。当該被要請国は、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って指定される要請国及び被要請国の総合的な連絡部局に対し、適切な行動のためにそれらの要請及び通報を送付する。

4 被要請国は、2の規定による要請の受領から三十日以内に、要請国に対して書面により回答する。当該要請国及び被要請国（以下この条において「討議国」と総称する。）は、当該要請において特定された事項について討議するため、当該要請国によるその回答の受領から三十日以内に、対面により又は電子的な

手段を通じて会合する。討議国が対面して会合を行うことを選択する場合には、当該会合は、討議国が別段の決定を行う場合を除くほか、被要請国の領域で行う。

5 いずれの締約国も、討議国に対し、臨時の討議に参加するために書面による要請を提出することができる。当該締約国は、当該締約国による参加の要請の受領の前に当該事項が解決されておらず、かつ、当該討議国が同意する場合には、当該討議国が決定する条件に従って、臨時の討議に参加することができる。

6 要請国は、当該事項が緊急であると信ずる場合には、4に定める期間より短い期間内に臨時の討議が行われるよう要請することができる。いずれの締約国も、次の場合には、緊急の臨時の討議を要請することができる。

(a) 措置が、事前の通報なく又は締約国にとり2から4までに規定する臨時の討議を利用する機会がなくとられる場合

(b) 措置が、輸出締約国から輸入締約国への輸送の過程にある原産品、税関の管理下から引き取られていない原産品又は輸入締約国の税関当局が規制する倉庫に蔵置されている原産品の輸入、販売又は流通を妨げるおそれがある場合

7 この条の規定による臨時の討議は、秘密とされ、かつ、いずれの締約国の権利（第二十八章（紛争解決）に定める紛争解決手続に関する権利を含む。）も害するものではない。

第二・十条 輸入及び輸出の制限

1 いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、他の締約国の産品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、千九百九十四年のガット第十一条の規定及びその解釈に係る注釈に基づく場合を除くほか、いかなる禁止又は制限も採用し、又は維持してはならない。このため、同条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 締約国は、1の規定により組み込まれた千九百九十四年のガットの権利及び義務が、他のいかなる制限も禁止されているいかなる場合にも、次の事項を採用し、又は維持することを禁止していることを了解する。

(a) 輸出価格及び輸入価格に関する要件（相殺関税及びダンピング防止税に関する命令及び約束の実施のために認められる場合を除く。）

(b) 特定措置の履行要求の実施を条件とする輸入許可手続

(c) 補助金及び相殺措置に関する協定第十八条及びダンピング防止協定第八条1の規定に従って実施される千九百九十四年のガット第六条の規定に適合しない輸出自主規制

3 1の規定は、商業用の暗号に関する製品の輸入について適用する。

4 3の規定の適用上、「商業用の暗号に関する製品」とは、暗号が使用され、又は組み込まれた製品をいう。ただし、当該産品が、政府の利用のために特別に設計され、又は仕様が変更されたものではなく、かつ、公衆に販売され、又は他の方法により公に入手可能なものである場合に限る。

5 1及び2の規定は、附属書二―A（内国民待遇並びに輸入及び輸出の制限）に掲げる措置については、適用しない。

6 この協定のいかなる規定も、締約国が非締約国からの産品の輸入又は非締約国への産品の輸出について禁止又は制限を採用し、又は維持する場合には、当該締約国が次のことを妨げるものと解してはならない。

(a) 他の締約国の領域からの非締約国の産品の輸入を制限し、又は禁止すること。

(b) 当該締約国の産品を他の締約国の領域に輸出する条件として、当該産品が、当該他の締約国の領域において消費されることなく直接又は間接に非締約国に再輸出されないことを要求すること。

7 一の締約国が、非締約国からの産品の輸入について禁止又は制限を採用し、又は維持する場合には、締約国は、いずれかの締約国の要請に応じ、他の締約国における価格の決定、マーケティング又は流通に関する取決めに対する不当な妨害又は歪曲^{わい}を回避するために協議する。

8 いずれの締約国も、他の締約国の者に対し、輸入に従事し、又は産品を輸入する条件として、自国の領域にある流通業者との間で契約上の関係その他の関係を確立し、又は維持することを要求してはならない。
(注)。

注 この8の規定は、マレーシアにおける米及び米の輸入及び流通については、適用しない。

9 8の規定は、締約国が、8に規定する他の締約国の者に対し、自国の規制当局と当該者との間の連絡を円滑にするために連絡先を指定することを要求することを妨げるものではない。

10 8の規定の適用上、「流通業者」とは、締約国の者であつて、当該締約国の領域において他の締約国の産品に関する商業上の流通、代理店業、特許又は代表について責任を負うものをいう。

第二・十一条 再製造品

- 1 前条（輸入及び輸出の制限）1の規定は、再製造品の輸入の禁止及び制限について適用する。
- 2 締約国は、中古の製品の輸入を禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持する場合には、当該措置を再製造品について適用してはならない（注1、注2）。

注1 締約国は、この協定及び世界貿易機関設立協定に基づく義務に従うことを条件として、再製造品について次のことを要求することができる。

- (a) 自国の領域において流通され、又は販売されるものとして特定されていること。
- (b) 新品である同等の製品について適用される全ての技術上の要件を満たしていること。

注2 この2の規定は、附属書二―B（再製造品）に掲げるベトナムの再製造品の取扱いについては、適用しない。

第二・十二条 輸入許可手続

- 1 いずれの締約国も、輸入許可手続に関する協定に適合しない措置を採用し、又は維持してはならない。
- 2 締約国は、自国の現行の輸入許可手続が存在する場合には当該輸入許可手続について、この協定が自国について効力を生じた後速やかに他の締約国に通報する。その通報には、輸入許可手続に関する協定第五

条2に規定する情報及び6の規定によって必要とされる情報を含む。

3 締約国は、次の場合には、現行の輸入許可手続について2の規定に基づく義務を遵守しているものとみなされる。

(a) 当該締約国が、輸入許可手続に関する協定第四条に規定するWTOの輸入許可に関する委員会に対し、輸入許可手続に関する協定第五条2に規定する情報とともに、当該現行の輸入許可手続について通報した場合

(b) 当該締約国が、この協定が自国について効力を生ずる日の前の直近の年次報告の提出期限において、輸入許可手続に関する協定第七条3に定める輸入許可手続に関する年次質問書への回答として、WTOの輸入許可に関する委員会に対し、当該現行の輸入許可手続について当該年次質問書において要求される情報を提供した場合

(c) 当該締約国が、(a)に規定する通報又は(b)に規定する年次報告に、6の規定に従って他の締約国に通報することを要求される情報を含めた場合

4 各締約国は、新たな又は変更された輸入許可手続について、輸入許可手続に関する協定第一条4(a)の規

定を遵守する。各締約国は、また、同条4(a)の規定により公表することを義務付けられた情報を政府の公式のウェブサイトにおいて公表する。

5 各締約国は、自国が採用する新たな輸入許可手続及び自国が現行の輸入許可手続について行った変更について、可能な場合には、当該新たな輸入許可手続又は当該変更が効力を生ずる六十日前までに、他の締約国に通報する。締約国は、いかなる場合にも、その公表の日の後六十日以内にその通報を行う。当該通報には、6の規定によって要求される情報を含める。締約国は、新たな輸入許可手続又は現行の輸入許可手続の変更を輸入許可手続に関する協定第五条1から3までのいずれかの規定に従ってWTOの輸入許可に関する委員会に通報し、かつ、その通報に6の規定に従い他の締約国に通報することが要求される情報を含めた場合には、この要件を遵守しているものとみなされる。

6(a) 2、3又は5の規定に従って行われる通報は、当該通報の対象である輸入許可手続が次のいずれかである場合には、次の事項を明記する。

- (i) 産品に関する輸入許可の条件によって当該産品の許容される最終使用者が制限されること。
- (ii) 締約国が、産品を輸入する許可を取得する資格として、次の条件を課すること。

- (A) 業界団体の構成員であること。
- (B) 輸入許可の要請について業界団体が許可すること。
- (C) 当該産品又は類似の産品の輸入の実績があること。
- (D) 輸入者又は最終使用者の生産能力の最低基準を満たしていること。
- (E) 輸入者又は最終使用者の登録された資本金の最低基準を満たしていること。
- (F) 輸入者と当該締約国の領域にある流通業者との間に契約上の関係その他の関係を有すること。
- (b) 許容される最終使用者に対する制限又は許可の資格に関する条件が存在する旨を(a)の規定に従って明記する通報は、次の事項を満たさなければならない。

- (i) 最終使用者に対する制限又は許可の資格に関する条件が適用される全ての産品を掲げること。
- (ii) 最終使用者に対する制限又は許可の資格に関する条件を記載すること。

7 各締約国は、許可に関する規則及び輸入許可の申請書の提出に関する手続（申請をする個人、企業及び団体の資格を含む。）、申請者が赴くべき行政機関並びに輸入許可の対象とされる産品の表に関する他の締約国からの合理的な照会に対し、六十日以内に回答する。

8 締約国は、他の締約国の産品について輸入許可の申請を拒否する場合には、申請者の要請に応じ、当該要請を受領した後合理的な期間内に、その拒否の理由に関する書面による説明を当該申請者に提供する。

9 いずれの締約国も、輸入許可手続について2又は4に定める要件を満たしていない場合には、当該産品について当該輸入許可手続を適用してはならない。

第二・十三条 輸出許可手続の透明性（注）

注 この条に定める義務は、輸出許可の申請に関する手続についてのみ適用する。

1 この条の規定の適用上、「輸出許可手続」とは、締約国が採用し、又は維持する要件であつて、輸出者が当該締約国の領域からの産品の輸出の条件として、一又は二以上の行政機関に対して申請書その他の書類を提出しなければならないものをいい、通常の貿易において要求される関税に関連する書類又は当該締約国の領域内で産品を商取引に導入する前に満たすべき要件を含まない。

2 各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、輸出許可手続が存在する場合には、当該手続が記載されている出版物（関連する政府のウェブサイトのアドレスを含む。）について書面により他の締約国に通報する。その後、各締約国は、自国が採用する新たな輸出許可手続又は輸出許可

手続の変更について、実行可能な限り速やかに、遅くとも当該新たな輸出許可手続又は当該変更が効力を生じた後三十日以内に、通報を行った当該出版物及び当該ウェブサイトにおいて公表する。

3 各締約国は、2の規定によって自国が通報を行う出版物に次の事項を含むことを確保する。

- (a) 輸出許可手続の本文（当該手続について行う変更を含む。）
- (b) 各許可手続の対象となる産品
- (c) 各手続に関する次の事項の記述
 - (i) 許可の申請のための手続
 - (ii) 申請者が許可を申請する資格を得るために満たさなければならない基準（活動のための許可を有していること、投資財産を設立し、又は維持していること、締約国の領域にある特定の種類の施設を通じて活動していること等）
- (d) 利害関係者が輸出許可を取得するための条件について追加的な情報を得ることができ一又は二以上の連絡部局
- (e) 許可のための申請書又は他の関連書類が提出されるべき一又は二以上の行政機関

(f) 輸出許可手続を実施するための一若しくは二以上の措置を完全に採録する出版物の概要又は当該出版物に関する文献の列記

(g) 各輸出許可手続が適用される期間（当該手続が新たな出版物において撤回され、又は変更されるまで引き続き適用される場合を除く。）

(h) 当該締約国が輸出割当てを運用するために輸出許可手続を利用する意図を有する場合には、割当ての総数量及び実行可能なときは割当ての総価額並びに割当ての開始日及び締切日

(i) 輸出許可を取得するための要件に代替する公に利用可能な免除又は例外、それらの免除又は例外の要請又は使用の方法及びそれらの基準

4 締約国は、対象となる事項について実質的な貿易上の利害関係を有する他の締約国の要請に応じ、自国が採用し、又は維持する特定の輸出許可手続に関する次の情報を提供することによって特定の者の事業について専有する情報その他の秘密の情報が公開される場合を除くほか、可能な範囲で、次の情報を提供する。

(a) 要請国によって特定された最近の期間に当該締約国が与えた許可の総数

(b) 当該締約国が関連產品の国内生産若しくは国内消費を制限し、又は生産、供給若しくは価格を安定させるために許可手続との関連においてとつた措置がある場合には、当該措置

5 この条のいかなる規定も、締約国に対し輸出許可を与えるよう要求するものと解してはならず、また、締約国が国際連合安全保障理事会決議及び多数国間の不拡散に関する制度（通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント、原子力供給国グループ、オーストラリア・グループ、千九百九十三年一月十三日にパリで作成された化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約、千九百七十二年四月十日にワシントン、ロンドン及びモスクワで作成された細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約、千九百六十八年七月一日にロンドン、モスクワ及びワシントンで作成された核兵器の不拡散に関する条約並びにミサイル技術管理レジームを含む。）に基づく義務又は約束を実施することを妨げるものと解してはならない。

第二・十四条 行政上の手数料及び手続

1 各締約国は、千九百九十四年のガット第八条1の規定及びその解釈に係る注釈に従い、自国が輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課する全ての手数料及び課徴金（その性質のいかんを問わず、か

つ、輸出税、関税、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金その他の内国課徴金、ダンピング防止税及び相殺関税を除く。）が、提供された役務の費用の概算額を限度とし、かつ、国内産品の間接的保護又は輸入若しくは輸出に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保する。

2 いずれの締約国も、他の締約国の産品の輸入に関連して領事手続（関連する手数料及び課徴金を含む。）を要求してはならない。

3 各締約国は、自国が輸入又は輸出に関連して課する手数料及び課徴金の最新の一覧表をオンラインで公に利用可能なものとする。

4 いずれの締約国も、輸入若しくは輸出に際して又は輸入若しくは輸出に関連して従価により手数料及び課徴金を課してはならない（注）。

注 商業貨物税関連使用料は、この4の規定が適用されるアメリカ合衆国の唯一の手数料又は課徴金である。また、この4の規定は、この協定が同国について効力を生ずる日の後三年間は同国の手数料又は課徴金については、適用されない。さらに、この4の規定は、非原産品の輸入若しくは輸出に際して又は輸入若しくは輸出に関連して課されるメキシコの手数料又は課徴金につい

ては、この協定が同国について効力を生ずる日の後五年間、適用されない。

5 各締約国は、実行可能な場合には、自国の手数料及び課徴金の数及び多様性を減少させる観点から手数料及び課徴金を定期的に見直す。

第二・十五条 輸出税、租税その他の課徴金

いずれの締約国も、附属書二―C（輸出税、租税その他の課徴金）に定める場合を除くほか、他の締約国の領域への産品の輸出について、関税、租税その他の課徴金を採用し、又は維持してはならない。ただし、そのような関税、租税その他の課徴金が、国内消費に向けられる場合の当該産品について採用され、又は維持される場合は、この限りでない。

第二・十六条 公表

各締約国は、次の情報を利害関係者が知ることができるようにするため、無差別に及び容易に利用可能な方法により速やかに公表する。

(a) 輸入、輸出及び通過に関する手続（港、空港その他の入国地点における手続を含む。）並びに要求される書式及び文書

- (b) 実行税率及び輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課されるあらゆる種類の税
- (c) 通関のための産品の分類又は評価に関する規則
- (d) 原産地規則に関連する法令及び一般に適用される行政上の決定
- (e) 輸入、輸出又は通過に関する制限又は禁止
- (f) 輸入、輸出若しくは通過について又はそれらに関連して課される手数料及び課徴金
- (g) 輸入、輸出又は通過に関する手続の違反に対する罰則規定
- (h) 上訴の手続
- (i) 一若しくは二以上の国との間の輸入、輸出若しくは通過に関する合意又はその一部
- (j) 関税割当ての賦課に関連する行政上の手続
- (k) 新たな自国の品目表と従前の自国の品目表との対応を示す対照表

第二・十七条 情報技術製品の貿易

各締約国は、千九百九十六年十二月十三日付けのWTOの情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（以下この条において「情報技術協定」という。）の参加者でなければならず、かつ、情報技術協定の2の規定に従

い、千九百八十年三月二十六日付けの決定（文書番号L／四九六二）に定める自国の譲許表の修正及び訂正の手續を完了していなければならない（注1、注2）。

注1 この条の規定は、この協定がブルネイ・ダルサラーム国について効力を生ずる日の後一年間は同国について適用しない。

注2 この条の規定にかかわらず、チリ及びメキシコは、情報技術協定の参加者となるよう努める。チリ及びメキシコの情報技術協定への将来的な参加は、それぞれの国内法上の手續が完了することを条件とする。

第二・十八条 物品の貿易に関する小委員会

1 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「物品貿易小委員会」という。）を設置する。

2 物品貿易小委員会は、この章の規定の下で生ずる事項について検討するため必要に応じ会合する。物品貿易小委員会は、この協定の効力発生の後最初の五年間、少なくとも年一回会合する。

3 物品貿易小委員会の任務には、次のことを含める。

(a) 締約国間の物品の貿易を促進すること（この協定に基づく関税の撤廃時期の繰上げその他適当な事項に関する協議による促進を含む。）。

(b) 締約国間の物品の貿易に対する障壁（この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関の権限内の障壁を除く。）、特に非関税措置の適用に関する障壁について対処し、適当な場合には、これらの事項を検討のため委員会に付託すること。

(c) 将来における統一システムの改正について、この協定に基づく各締約国の義務に変更（附属書二―D（関税に係る約束）の締約国の表の読替えのための指針を必要に応じて定めることによる変更を含む。）がないことを確保するために検討し、及び次に掲げる抵触を解決するために協議すること。

(i) 統一システムの改正と附属書二―D（関税に係る約束）との間の抵触

(ii) 附属書二―D（関税に係る約束）と国内の品目表との間の抵触

(d) 統一システム及び附属書二―D（関税に係る約束）の規定に基づく物品の分類に関連する事項について締約国間において生ずる相違について協議し、及び解決するよう努めること。

(e) 委員会により付託される追加の作業を実施すること。

4 物品貿易小委員会は、適当な場合には、この協定に基づいて設置される他の小委員会に関連する問題に取り組む際に、当該他の小委員会と協議を行う。

5 物品貿易小委員会は、この協定の効力発生の日から二年以内に、3(a)及び(b)に規定する活動について最初の報告書を委員会に提出する。物品貿易小委員会は、当該報告書を作成するに際して、適当な場合には、関連する部分の報告書について、第二・二十五条（農業貿易に関する小委員会）の規定に基づいて設置される農業貿易に関する小委員会及び第四章（繊維及び繊維製品）の規定に基づいて設置される繊維製品の貿易に係る事項に関する小委員会と協議を行う。

第C節 農業

第二・十九条 定義

この節の規定の適用上、

「農産品」とは、農業協定第二条に規定する産品をいう。

「輸出補助金」の語は、農業協定第一条(e)（同条の改正を含む。）において当該語に与えられる意味を有する。

「現代のバイオテクノロジー」とは、自然界における生理学上の生殖又は組換えの障壁を克服する技術であつて伝統的な育種及び選抜において用いられない次のいずれかのものを適用することをいう。

(a) 生体外における核酸加工の技術（組換えデオキシリボ核酸（以下「組換えDNA」という。）の技術及び細胞又は細胞小器官に核酸を直接注入することを含む。）

(b) 異なる分類学上の科に属する生物の細胞の融合

「現代のバイオテクノロジーによる生産品」とは、現代のバイオテクノロジーを用いて作り出された農産品並びに魚及び魚製品（注）をいい、薬剤及び医療用の生産品を含まない。

注 第二・二十七条（現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易）の規定及び「現代のバイオテクノロジーによる生産品」の定義の適用上、「魚及び魚製品」とは、統一システムの第三類の生産品をいう。

第二・二十条 適用範囲

この節の規定は、締約国が採用し、又は維持する農産品の貿易に関連する措置について適用する。

第二・二十一条 農業輸出補助金

1 締約国は、農産品に関する輸出補助金を多数国間において撤廃するという目的を共有するとともに、当該輸出補助金を撤廃し、及び当該輸出補助金のあらゆる形態の再導入を防止するための合意を達成するため、WTOにおいて協力する。

2 いずれの締約国も、他の締約国の領域に輸出される農産品について、いかなる輸出補助金も採用し、又は維持してはならない（注）。

注 この条の規定は、WTOにおける締約国の立場を害するものではなく、農業協定第十条の規定の下でとられる措置を対象とするものではない。

第二・二十二条 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険

締約国は、WTOにおける輸出競争の分野の作業が進行中であること及び輸出競争が引き続き多数国間交渉の重要な優先事項であることを認め、輸出信用、輸出信用保証及び輸出信用保険の供与に関する多数国間の規律（透明性、自己の資金調達、償還期間等についての規律を含む。）を策定するため、WTOにおいて協力する。

第二・二十三条 農産物を輸出する国家貿易企業

締約国は、WTOにおいて、輸出を行う国家貿易企業について次に掲げる事項が要求される合意の達成に向けて協力する。

- (a) 農産品の輸出の許可に対して課される貿易を歪曲する制限の撤廃

(b) W T O の一の加盟国における一の農産品の総輸出量の相当の割合を販売のために輸出する国家貿易企業

業に対し、当該一の加盟国が直接又は間接に行っている特別の融資の撤廃

(c) 輸出を行う国家貿易企業の運営及び維持に関する透明性の向上

第二・二十四条 輸出制限（食糧安全保障）

1 締約国は、各締約国が、農業協定第十二条1の規定に従うことを条件として、千九百九十四年のガット
第十一条2(a)の規定に基づき、食料（注）の危機的な不足を防止し、又は緩和するため、同条1の規定に
より禁止される輸出の禁止又は制限を食料について一時的に課することができることを認める。

注 この条の規定の適用上、食料には、人間が消費するための魚及び魚製品を含む。

2 締約国は、食料について関税その他の課徴金以外の輸出の禁止又は制限を課することができるための農
業協定第十二条1に定める条件に加え、次の(a)から(d)までの規定に従う。

(a)(i) 食料の危機的な不足を防止し、又は緩和するために他の締約国への食料の輸出又は輸出のための販
売について当該禁止又は制限を課する締約国は、当該危機的な不足が不可抗力の事態によって生ずる
場合を除くほか当該禁止又は制限に係る措置が効力を生ずる日の少なくとも三十日前に、また、いか

なる場合にも当該措置が効力を生ずる日前に、当該措置を他の締約国に通報する。

(ii) この協定が自国について効力を生ずる日において(i)に規定する禁止又は制限を維持している締約国は、当該効力を生ずる日から三十日以内に当該禁止又は制限に係る措置を他の締約国に通報する。

(b) この2の規定に基づく通報には、当該禁止又は制限を課し、又は維持する理由及び当該禁止又は制限に係る措置が千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に適合していることの説明を含めるものとし、当該締約国が当該禁止又は制限を課する前に検討した代替的な措置がある場合には当該代替的な措置について記載する。

(c) 締約国がとる措置は、当該締約国が当該措置をとる前の三暦年（当該締約国が当該措置をとる年を除く。）のいずれの年においても純輸入国であった食料についてのみ輸出又は輸出のための販売を禁止し、又は制限するものである場合には、この2又は4に規定する通報の対象とならない。

(d) (a)に規定する措置を採用し、又は維持する締約国は、当該措置をとる前の三暦年（当該締約国が当該措置をとる年を除く。）のいずれの年においても当該措置の対象である食料のそれぞれについて純輸入国であった場合において、他の締約国に対して(a)の規定に基づく通報を行わないときは、合理的な期間

内に他の締約国に対し、当該三暦年の間において当該食料の純輸入国であったことを示す貿易に関するデータを提供する。

3 2(a)の規定に従って措置を通報することを要求される締約国は、次のことを行う。

(a) 要請があるときは、当該措置の対象となる食料の輸入国として実質的な利害関係を有する他の締約国と当該措置に関する事項について協議すること。

(b) 当該措置の対象となる食料の輸入国として実質的な利害関係を有する締約国の要請があるときは、当該締約国に対し、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定の意味における危機的な不足が存在するかどうか又は当該措置がなければ当該危機的な不足が発生するおそれがあるかどうか及び当該措置によつてどのように当該危機的な不足が防止され、又は緩和されるかに関係を有する経済的指標を提供すること。

(c) 当該措置に関する他の締約国からの質問に対し、当該質問の受領から十四日以内に書面により回答すること。

4 締約国は、他の締約国が2(a)の規定に従って措置を通報すべきであったと認める場合には、当該他の締

約国の注意を喚起することができる。その後速やかに満足すべき解決が得られない場合には、当該措置が通報されるべきであったと認める締約国は、自ら当該措置について当該他の締約国以外の締約国の注意を喚起することができる。

5 締約国は、通常、2(a)又は4に規定する通報の対象となる措置を当該措置をとった日から六箇月以内に終了すべきである。当該措置をとった日から六箇月を超えて当該措置を継続することを検討している締約国は、他の締約国に対し、当該措置をとった日の後五箇月以内にその旨を通報し、2(b)に規定する情報を提供する。当該締約国は、当該措置により輸出が禁止され、又は制限される食料のいずれかについて純輸入国である他の締約国と協議した場合を除くほか、当該措置をとった日から十二箇月を超えて当該措置を継続してはならない。当該締約国は、危機的な不足又はそのおそれが存在しなくなったときは、当該措置を直ちに停止する。

6 いずれの締約国も、非商業的な人道上の目的のために購入される食料について2(a)又は4に規定する通報の対象となる措置をとってはならない。

第二・二十五条 農業貿易に関する小委員会

1 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る農業貿易に関する小委員会を設置する。

2 農業貿易に関する小委員会は、次のことのための場を提供する。

(a) この協定に基づく締約国間の農産品の貿易及び適当な場合にはその他の事項を促進すること。

(b) この節の規定の実施及び運用（前条（輸出制限（食糧安全保障））に規定する食料の輸出の制限の通報を含む。）について監視し、及び協力を促進すること並びに第二・二十一条（農業輸出補助金）、第二・二十二条（輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険）及び第二・二十三条（農産品を輸出する国家貿易企業）に明示する協力のための作業に関する討議を行うこと。

(c) この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関と調整しつつ、この節の規定に関連する事項について締約国間で協議すること。

(d) 物品の貿易に関する小委員会及び委員会が委任する追加的な作業を行うこと。

3 農業貿易に関する小委員会は、必要に応じ会合する。農業貿易に関する小委員会は、この協定の効力発生の後最初の五年間は、少なくとも年一回会合する。

第二・二十六条 農業セーフガード

原産品である締約国からの農産品は、農業協定の下でとられる特別セーフガードに基づき締約国により課される税の対象としてはならない。

第二・二十七条 現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易

1 締約国は、現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易に関する透明性、協力及び情報交換の重要性を確認する。

2 この条のいかなる規定も、締約国が世界貿易機関設立協定又はこの協定の他の規定に基づく自国の権利及び義務に基づいて措置を採用することを妨げるものではない。

3 この条のいかなる規定も、締約国に対し、自国の領域において現代のバイオテクノロジーによる生産品を規制するための自国の法令及び政策を採用し、又は修正することを求めるものではない。

4 各締約国は、可能な場合には、自国の法令及び政策に従うことを条件として、次のものを公に利用可能なものとする。

- (a) 現代のバイオテクノロジーによる生産品の承認のための申請を完了させるための書類に係る要件
- (b) 危険性又は安全性の評価であって現代のバイオテクノロジーによる生産品の承認をもたらしたもの

概要

(c) 自国の領域において承認された現代のバイオテクノロジーによる生産品の一覧表

5 各締約国は、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従い、微量の混入（以下この節において「LLP」という。）（注）の発生に関連する問題に関する情報を共有するための一又は二以上の連絡部局を指定し、通報する。

注 この条の規定の適用上、「LLPの発生」とは、組換えDNAによる植物性の材料であって、その利用が少なくとも一の国において承認されている（ただし、当該植物性の材料について食品としての利用が承認されているときは、組換えDNAによる植物から得られる食品の安全性の評価の実施のための食品規格委員会の指針（文書番号CAC/GL四五―二〇〇三）に従ってその食品としての安全性の評価が行われている場合に限る。）が輸入国においては承認されていないものが植物又は植物性生産品（薬剤又は医療用の生産品であるものを除く。）の貨物に不注意によって微量に混入することをいう。

6 輸出締約国は、LLPの発生に対処し、及び将来のLLPの発生を防止するため、輸入締約国の要請がある場合において、可能なときは、自国の法令及び政策に従うことを条件として、次のことを行う。

(a) 当該輸出締約国が特定の現代のバイオテクノロジーによる生産品（植物性生産品であるもの）の承認

に関連して危険性又は安全性の評価を実施した場合には、当該評価の概要を提供すること。

(b) 判明している場合には、現代のバイオテクノロジーによる生産品（植物性生産品であるもの）の承認を受けた自国の領域内の事業体であつて、次の情報を有している可能性がある」と当該輸出締約国が信ずるものの連絡先を提供すること。

(i) 貨物の中に微量に存在する現代のバイオテクノロジーによる生産品（植物性生産品であるもの）を検出するために存在する方法であつて、有効なものと認められたもの

(ii) LLPの発生を検出するために必要な参照用の見本

(iii) 輸入締約国が危険性若しくは安全性の評価を実施するために使用することができる関連の情報又は食品としての安全性の評価を行うことが適当である場合には、組換えDNAによる植物から得られる食品の安全性の評価の実施のための食品規格委員会の指針（文書番号CAC/GL四五―二〇〇三）附属書三の規定に従つて実施される食品の安全性の評価のための関連の情報

(c) (b)に規定する事業体に対し、(b)(i)から(iii)までに規定する情報を輸入締約国と共有するよう奨励すること。

7 輸入締約国は、LLPの発生があつた場合には、自国の法令及び政策に従うことを条件として、次のことを行う。

(a) 当該LLPの発生的事实及び当該LLPの発生が判明した貨物の処分に関する決定を当該輸入締約国が行うために輸入者に提出を要求する追加的な情報について、当該輸入者又はその代理人に対して通知すること。

(b) 可能な場合には、当該LLPの発生について当該輸入締約国が実施した危険性又は安全性の評価の概要を輸出締約国に提供すること。

(c) 当該LLPの発生に対処するためにとられる措置（注）が自国の法令及び政策に合致する適当なものであることを確保すること。

注 この7の規定の適用上、「措置」には、罰則を含まない。

8 LLPの発生による貿易の混乱の可能性を減ずるため、

(a) 各輸出締約国は、自国の法令及び政策に従い、技術開発を行う者に対し、現代のバイオテクノロジーによる生産品（植物及び植物性生産品であるもの）の承認のための申請を締約国に提出することを奨励

するよう努める。

(b) 現代のバイオテクノロジーから得られる植物及び植物性生産品を承認する締約国は、次のことを行うよう努める。

(i) 現代のバイオテクノロジーによる生産品（植物及び植物性生産品であるもの）の承認のための申請の提出及びその審査を年間を通じて認めること。

(ii) 世界的な情報交換を改善するため、現代のバイオテクノロジーによる生産品（植物及び植物性生産品であるもの）の新たな承認に関する締約国間の連絡を増進すること。

9 締約国は、貿易に関連する事項であつて現代のバイオテクノロジーによる生産品に関連するものについて情報交換及び協力を行うため、ここに、農業貿易に関する小委員会の下に現代のバイオテクノロジーによる生産品に関する作業部会（以下この条において「現代バイオテクノロジー生産品作業部会」という。）を設置する。現代バイオテクノロジー生産品作業部会は、締約国の政府の代表者によって構成されるものとし、それらの締約国は、農業貿易に関する小委員会に対して現代バイオテクノロジー生産品作業部会に参加する旨を書面により通報し、及び現代バイオテクノロジー生産品作業部会に対する一又は二以

上の自国政府の代表者を指名する。

10 現代バイオテクノロジー生産品作業部会は、次のことのための場を提供する。

(a) 締約国の法令及び政策に従うことを条件として、現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易に関連する事項（効力を有する法令及び政策並びに法令及び政策の案を含む。）について情報を交換すること。

(b) 二以上の締約国間において、現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易について相互に関心を有している場合には、協力を更に促進すること。

第D節 関税割当ての運用

第二・二十八条 適用範囲及び一般規定

1 各締約国は、千九百九十四年のガット第十三条の規定（その解釈に係る注釈を含む。）、輸入許可手続に関する協定及び第二・十二条（輸入許可手続）の規定に従って、関税割当て（注）を実施し、及び運用する。締約国がこの協定の下で設定する全ての関税割当てについては、附属書二―D（関税に係る約束）の当該締約国の表に定める。

注 この節の規定の適用上、「関税割当て」とは、この協定の下で設定され、附属書二―D（関税に係る約束）の締約国の表に定める関税割当てのみをいう。この節の規定は、世界貿易機関設立協定における締約国の譲許表に定める関税割当てについては、適用しない。

2 各締約国は、自国の関税割当てを運用するための手続が、公に利用可能であり、公正かつ衡平であり、絶対に必要とされる限度を超えて事務的に負担とならず、市場の状況に対応しており、及び適時に運用されることを確保する。

3 関税割当てを運用する締約国は、自国の関税割当ての運用に関する全ての情報（割当数量及び資格要件並びに関税割当てを配分する場合には申請の手続、申請の期限及び配分又は再配分のために用いられる方法又は手続を含む。）を、当該関税割当ての開始日の少なくとも九十日前に、自国が指定した公に利用可能なウェブサイトにおいて公表する。

第二・二十九条 運用及び資格

1 各締約国は、輸入者に対して関税割当ての数量を十分に利用する機会を与えるような方法で、自国の関税割当てを運用する。

- 2 (a) いずれの締約国も、(b)及び(c)に規定する場合を除くほか、産品の輸入に際しての関税割当ての利用に
関し、新たな又は追加の条件、制限又は資格要件（仕様若しくは等級、輸入産品について許容される最
終用途又は包装の容量に関するものを含む。）を、附属書二―D（関税に係る約束）の自国の表に定め
る条件、制限又は資格要件以外に導入してはならない（注）。

注 この2の規定は、輸入者が産品を輸入する際に関税割当てを利用するかどうかにかかわらず適用される条件、制限又は資格
要件については、適用しない。

- (b) 産品の輸入に際しての関税割当ての利用に関して新たな又は追加の条件、制限又は資格要件を導入し
ようとする締約国（以下この条において「条件等導入予定締約国」という。）は、当該条件、制限又は
資格要件の効力を生じさせようとする日の少なくとも四十五日前に他の締約国に通報する。当該産品の
供給に明らかな商業的関心を有する締約国は、条件等導入予定締約国に対し、協議を求める要請を書面
により提出することができる。条件等導入予定締約国は、当該要請を受領したときは、第二・三十二条
（透明性）6の規定に従って、当該要請を提出した締約国と速やかに協議する。

- (c) 条件等導入予定締約国は、次の要件が満たされる場合には、新たな又は追加の条件、制限又は資格要

件を導入することができる。

- (i) 当該条件等導入予定締約国が、当該産品の供給に明らかな商業的関心を有し、かつ、協議を求める要請を(b)の規定に基づいて書面により提出した締約国と協議を行ったこと。
- (ii) 当該産品の供給に明らかな商業的関心を有し、かつ、協議を求める要請を(b)の規定に基づいて書面により提出したいずれの締約国も、当該協議の後に、新たな又は追加の条件、制限又は資格要件の導入に対して異議の申立てを行わなかったこと。
- (d) (c)の規定に従って行われた協議の結果としての新たな又は追加の条件、制限又は資格要件については、実施に先立って全ての締約国に送付する。

第二・三十条 配分（注）

注 この節の規定の適用上、「配分の仕組み」とは、関税割当ての利用が先着順以外の基準で認められるあらゆる制度をいう。

1 各輸入締約国は、関税割当ての下でのアクセスが配分の仕組みに基づく場合には、次のことを確保する。

- (a) 自国が定める資格要件を満たすいかなる締約国の者も、関税割当てに基づく割当数量の配分について

申請し、及び審査を受けることができること。

(b) 別段の合意がある場合を除くほか、生産者団体に割当ての一部を配分せず、国内産品の購入を配分の利用の条件とせず、及び配分の利用を加工業者に限定しないこと。

(c) 各配分を商業上実施可能な輸送数量とし、かつ、可能な限り、輸入者が要請する数量とすること。

(d) 枠内の輸入のための配分が、当該関税割当ての対象となるいずれの品目についても適用され、かつ、当該関税割当てが行われる年を通じて有効であること。

(e) 申請者が要請する関税割当ての合計数量が割当数量を超える場合には、資格要件を満たす申請者への配分を衡平な、かつ、透明性のある方法により実施すること。

(f) 申請者に対し、申請を提出するため、申請期間の開始の後、少なくとも四週間の期間を与えること。

(g) 割当ての配分を割当期間の開始の四週間前までに行うこと。ただし、配分の全部又は一部が当該割当期間の直前の十二箇月間の輸入実績に基づいて行われる場合は、この限りでない。締約国は、配分の全部又は一部を当該割当期間の直前の十二箇月間の輸入実績に基づいて行う場合には、当該割当期間の開始の四週間前までに、割当ての全量について暫定的な配分を行う。最終的な配分についての全ての決定

（配分の見直しを含む。）及び当該決定についての申請者への通知については、当該割当期間の開始までに行う。

2 締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日における関税割当ての対象年の残存期間が十二箇月未満の場合には、この協定が自国について効力を生じた後最初の関税割当ての対象年の期間中、附属書二―D（関税に係る約束）の自国の表に定める割当数量に、分母を十二とし、分子をこの協定が自国について効力を生ずる日における関税割当ての対象年の残余の月数（この協定が自国について効力を生ずる日が属する月を含む。）から成る整数とする分数を乗じて得た割当数量を、この協定が自国について効力を生ずる日から割当ての申請者が利用可能なものとする。当該締約国は、その後の各関税割当ての対象年においては、同附属書の自国の表に定める割当数量の全量を、当該各関税割当ての対象年の初日に割当ての申請者が利用可能なものとする。

3 関税割当てを運用する締約国は、割当ての配分についての申請又は割当ての配分の利用の条件として、製品の再輸出を要求してはならない。

4 この協定の下で設定する関税割当てに基づいて輸入される製品の数量は、当該製品について世界貿易機

関設立協定における締約国の譲許表若しくは貿易に関するその他の協定に定めるその他の関税割当ての数量に算入し、又は当該その他の関税割当ての数量から減じてはならない（注）。

注 この4のいかなる規定も、締約国が、附属書二―D（関税に係る約束）の自国の表に定めるところにより、他の締約国からの産品について、非締約国からの同一の産品に適用される世界貿易機関設立協定が定める関税割当てに基づく枠内税率とは異なる枠内税率を適用することを妨げるものではない。また、この4のいかなる規定も、締約国に対し、世界貿易機関設立協定が定める関税割当ての枠内数量を変更することを要求するものではない。

第二・三十一条 割当ての返納及び再配分

1 締約国は、関税割当てが配分の仕組みにより運用される場合には、関税割当てを満たすための最大限可能な機会を提供するよう、不使用の割当てが適時に、かつ、透明性のある方法により返納され、及び再配分される仕組みを確保する。

2 各締約国は、配分された数量、返納された数量及び可能な場合には割当ての消化率に関する全ての情報を自国が指定した公に利用可能なウェブサイトにおいて定期的に公表する。さらに、各締約国は、自国が再配分のための申請の受付を開始する日の少なくとも二週間前に、当該再配分に供する数量及び申請の期

限を当該ウェブサイトにおいて公表する。

第二・三十二条 透明性

1 各締約国は、自国の関税割当ての運用について責任を有する機関を特定し、自国の関税割当ての運用に関する事項についての締約国間の連絡を円滑にするため、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従い、少なくとも一の連絡部局を指定し、通報する。各締約国は、自国の連絡部局の詳細の変更を速やかに他の締約国に通報する。

2 関税割当てが配分の仕組みにより運用される場合には、配分を受けた者の氏名又は名称及び住所は、指定された公に利用可能なウェブサイトにおいて公表される。

3 関税割当てが先着順により運用される場合には、輸入締約国の運用当局は、各年を通じて、それぞれの関税割当てに係る消化率及び残余の利用可能な数量を自国が指定した公に利用可能なウェブサイトにおいて適時に、かつ、継続的に公表する。

4 先着順により運用される輸入締約国の一の関税割当てが満たされたときは、当該輸入締約国は、その旨を自国が指定した公に利用可能なウェブサイトにおいて十日以内に公告する。

5 配分の仕組みにより運用される輸入締約国の一の関税割当てが満たされたときは、当該輸入締約国は、その旨を自国が指定した公に利用可能なウェブサイトにおいて実行可能な限り早期に公告する。

6 関税割当てを運用する締約国は、一又は二以上の輸出締約国から書面による要請がある場合には、当該要請を行う一又は二以上の輸出締約国と自国の関税割当ての運用について協議する。

附属書二―A 内国民待遇並びに輸入及び輸出の制限

1 この附属書のいかなる規定も、この附属書に掲げる措置に関し、世界貿易機関設立協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 第二・三条（内国民待遇） 1並びに第二・十条（輸入及び輸出の制限） 1及び2の規定は、この附属書に掲げる措置の基因となる法律、政令及び行政規則の継続、更新又は改正については、適用しない（当該継続、更新又は改正が当該措置と第二・三条及び第二・十条の規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）。

ブルネイ・ダルサラーム国の措置

第二・十条（輸入及び輸出の制限） 1及び2の規定は、関税令（二千六年）第三十一条に規定する産品については、適用しない。

カナダの措置

1 第二・三条（内国民待遇） 1並びに第二・十条（輸入及び輸出の制限） 1及び2の規定は、次のものに

については、適用しない。

- (a) 全ての種類の丸太の輸出
- (b) 加工していない魚の適用される州の法令に基づく輸出
- (c) 禁止された産品（関税率表に掲げる関税分類番号九八九七・〇〇・〇〇、九八九八・〇〇・〇〇及び九八九九・〇〇・〇〇に該当するもの）の輸入
- (d) 無水アルコール（千九百九十四年のガットに附属するカナダの譲許表（第五表）に掲げる関税分類番号二二〇七・一〇・九〇に該当するものであつて、改正された二千一年の消費税法（二千二年のカナダの法律c第二十二号）の規定に基づく製造に際して使用されるもの）に対するカナダの消費税の賦課
- (e) 船舶のカナダの沿岸貿易における使用
- (f) ワイン及び蒸留酒の国内における販売及び流通

2 第二・三条（内国民待遇） 1の規定は、同条3に定めるとおり、カナダの芸術的な表現又は内容の創作、発展又は入手を支援する産品（注）の生産、公表、展示又は販売に影響を及ぼす措置については、適用しない。

注 当該産品には、書籍、雑誌及び映像又は音楽を記録した媒体を含む。

チリの措置

第二・十条（輸入及び輸出の制限） 1及び2の規定は、中古車の輸入に関するチリの措置については、適用しない。

メキシコの措置

1 第二・十条（輸入及び輸出の制限） 1及び2の規定は、次の措置については、適用しない。

(a) 二千七年六月十八日付け及び二千十二年六月二十九日付けメキシコ官報で公表された輸入及び輸出に対する一般税に関する法律に定めるメキシコの関税率表に規定する次の品目の同国からの輸出に対する制限であつて、二千十四年八月十一日付けメキシコ官報で公表された炭化水素法第四十八条の規定に基づくもの

二千十二年の統一システム	品名

二七〇九・〇〇・〇一	原油
二七〇九・〇〇・九九	その他のもの
二七一〇・一二・〇四	ガソリン（関税分類番号二七一〇・一二・〇三のものを除く。）
二七一〇・一九・〇四	軽油（ディーゼル）又はディーゼル油及びこれらの混合物
二七一〇・一九・〇五	燃料油
二七一〇・一九・〇七	パラフィン油
二七一〇・一九・〇八	灯油及びランプ油並びにこれらの混合物
二七一〇・一九・九九	その他のもの
二七一一・一一・〇一	天然ガス
二七一一・一二・〇一	プロパン

二七一一・一三・〇一	ブタン
二七一一・一九・〇一	ブタン及びプロパンを混合し、液化したもの
二七一一・一九・九九	その他のもの
二七一一・二一・〇一	天然ガス
二七一一・二九・九九	その他のもの
二七一二・二〇・〇一	パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五％未満のものに限る。）
二七一二・九〇・〇二	ミクロクリスタリンワックス
二七一二・九〇・〇四	ろう（関税分類番号二七一二・九〇・〇一及び二七一二・九〇・〇二のものを除く。）
二七一二・九〇・九九	その他のもの

(b) 二千十九年一月一日に先立つ期間における二千十四年八月十一日付けメキシコ官報で公表された炭化水素法第二百二十三条に規定するガソリン及びディーゼル燃料のメキシコへの輸入の禁止又は制限

(c) 二千十二年十二月三十一日付けメキシコ官報において公表された、経済省が国際貿易に関する規則及び一般的な基準を定めるための決定の附属書二・二・一の1(I)及び5に規定する中古のタイヤ、衣類、車及び車台（車のモーターが搭載されたもの）のメキシコへの輸入の禁止又は制限

2 委員会は、第二十七・二条（委員会の任務）1(b)の規定により行われる見直しに基づき1(a)の規定を再検討するものとする。

ペルーの措置

第二・三条（内国民待遇）1並びに第二・十条（輸入及び輸出の制限）1及び2の規定は、次のものについて、適用しない。

(a) 法律第二万八千五百十四号（二千五年五月二十三日）に基づく中古の衣類及び履物

(b) 政令第八百四十三号（千九百九十六年八月三十日）、緊急政令第七十九号（二千年九月二十日）及び緊急政令第五十号（二千八年十二月十八日）に基づく中古車並びに中古の自動車用のエンジン、部品及

び補充品

- (c) 大統領令保健省所管第三号（千九百九十七年六月七日）に基づく中古のタイヤ
- (d) 法律第二万七千七百五十七号（二千二年六月十九日）に基づく放射性物質をエネルギー源として使用する中古の産品、機械及び設備

アメリカ合衆国の措置

第二・三条（内国民待遇） 1並びに第二・十条（輸入及び輸出の制限） 1及び2の規定は、次のものについて、適用しない。

- (a) 全ての種類の丸太の輸出の管理
- (b) 千九百二十年商船法、客船法並びにアメリカ合衆国法典第四十六編第一万二千百二節、第一万二千百十三節及び第一万二千百十六節の現行の規定に基づく措置。ただし、アメリカ合衆国が千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定（以下この附属書において「千九百四十七年のガット」という。）に加入した時の義務的法令であつて、千九百四十七年のガット第二部の規定との適合性を減少させる改正が行われていないものに限る。

ベトナムの措置

第二・十条（輸入及び輸出の制限） 1及び2の規定は、次の措置については、適用しない。

(a) ベトナム政府の政令第百八十七号（二十十三年十一月二十日）及び同政令の実施について指針を与える商工省回章第四号（二千十四年一月二十七日）に規定する輸入の禁止であつて、次の(i)から(iv)までに掲げる産品に対するもの

(i) 右ハンドルの自動車（製造後に左ハンドルの自動車に改造されたものを含む。）。ただし、クレーン、溝及び用水路を掘削する機械、ごみ収集用トラック、道路清掃車、道路建設用トラック、空港内の旅客運送バス、倉庫及び港で使用されるフォークリフト等、特定の目的のために通常小さな区域において用いられる右ハンドルの自動車を除く。

(ii) 右ハンドルの自動車であつて特定の目的のために用いられないものにのみ使用可能な自動車部品

(iii) 生産されてから五年を超えた自動車

(iv) 次の中古品（注）

注 この(iv)の規定は、第二・十一條（再製造品）の規定に従つて、再製造品については、適用しない。

- (A) 紡織用繊維、衣類及び履物
 - (B) コンピュータ・プリンター、ファクシミリ装置及びコンピュータ・ディスク駆動装置
 - (C) ラップトップ・コンピュータ
 - (D) 冷蔵機器
 - (E) 家庭用電気機器
 - (F) 医療機器
 - (G) 家具
 - (H) 磁器、粘土、ガラス、金属、樹脂、ゴム及びプラスチックから製造された家庭用品
 - (I) 乗用車、トラクターその他の自動車の枠、タイヤ（外側のもの及び内側のもの）、チューブ、附属品及びエンジン
 - (J) 三十馬力未満の出力の内燃機関及び三十馬力未満の出力の内燃機関を有する機械
 - (K) 自転車及び三輪自転車
- (b) ベトナム政府の政令第百八十七号（二千十三年十一月二十日）及び同政令の実施について指針を与え

る商工省回章第四号（二千十四年一月二十七日）に規定する輸出の禁止であつて、次の(i)及び(ii)に掲げる産品に対するもの

(i) 国内天然林から生産した丸太及び製材

(ii) 木製品。ただし、人工林、輸入木材及び人造のパレットから製作した手工芸品及び製品を除く。

キンバリー・プロセス認証制度

第二・十条（輸入及び輸出の制限） 1及び2の規定は、キンバリー・プロセス認証制度及び同制度のその後の改正に基づくダイヤモンド原石（統一システムの第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二二号及び第七一〇二・三一号）の輸入及び輸出については、適用しない。

附属書二―B 再製造品

1 第二・十一条（再製造品） 2の規定は、この協定がベトナムについて効力を生ずる日の後三年間は、再製造品の輸入を禁止し、又は制限する同国の措置については、適用しない。その後、同条2の規定は、この附属書の2に規定する場合を除くほか、同国の全ての措置について適用する。

2 第二・十一条（再製造品） 2の規定は、表二―B―1に掲げる産品の輸入に対し、ベトナム政府政令第百八十七号（二千十三年十一月二十日）又はベトナム商工省回章第四号（二千十四年一月二十七日）が定める禁止及び制限については、適用しない。

3 ベトナムは、次のことを行つてはならない。

(a) 再製造品の輸入について、同一の産品が中古のものである場合の輸入について適用する禁止又は制限よりも厳しい禁止又は制限を適用すること。

(b) 一の再製造品の輸入についての禁止又は制限を撤廃した後、当該一の再製造品の輸入について再び禁止又は制限を課すこと。

表二―B―1

二千十二年の統一シス テム	品名
八四一四・五一・九一	―――保護スクリーン付きのもの
八四一四・五一・九九	―――その他のもの
八四一五・一〇・一〇	―――出力が二六・三八キロワット以下のもの
八四一五・一〇・九〇	―――その他のもの
八四一九・一一・一〇	―――家庭用のもの
八四一九・一九・一〇	―――家庭用のもの
八四二一・一二・〇〇	―――衣類脱水機
八四二一・二二・一一	―――家庭用のろ過機

八四二二・九一・一〇	――― 関税品目八四二二・一二・〇〇の産品のもの
八四二二・一一・〇〇	―― 家庭用のもの
八四二二・九〇・一〇	―― 関税品目八四二二・一一の機械のもの
八四五二・一〇・〇〇	―― 家庭用ミシン
八五〇八・一九・一〇	――― 家庭用に適したもの
八五〇八・七〇・一〇	―― 関税品目八五〇八・一一・〇〇又は八五〇八・一九・一〇の真空式掃除機のもの
八七一	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー
八七二二	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）。ただし、関税品目八七一・〇〇・一〇のレース用自転車を除く。

附属書二―C 輸出税、租税その他の課徴金

1 第二・十五条（輸出税、租税その他の課徴金）の規定は、この附属書の各締約国に関する節に掲げる品目に該当する産品について、次に定めるとおりにのみ適用する。

2 マレーシアは、第一節（マレーシア）に掲げる品目に該当する産品について、当該産品について同節に定める額よりも高い額の輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

3 ベトナムは、第二節（ベトナム）に掲げる品目に該当する産品について、同節に掲げる品目ごとに定める次の区分に従って輸出税、租税その他の課徴金を撤廃する。

(a) 区分の欄に「A」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、五年間維持することができるが、基準税率を超えてはならない。ベトナムは、六年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(b) 区分の欄に「B」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、七年間維持することができるが、基準税率を超えてはならない。ベトナムは、八年目の一月一日から当

該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

- (c) 区分の欄に「C」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十一回の毎年均等な引下げにより撤廃する。ベトナムは、十一年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

- (d) 区分の欄に「D」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十年間維持することができるが、基準税率を超えてはならない。ベトナムは、十一年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

- (e) 区分の欄に「E」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十三回の毎年均等な引下げにより撤廃する。ベトナムは、十三年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

- (f) 区分の欄に「F」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十二年間維持することができるが、基準税率を超えてはならない。ベトナムは、十三年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(g) 区分の欄に「G」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十六回の毎年均等な引下げにより撤廃する。ベトナムは、十六年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(h) 区分の欄に「H」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十五年間維持することができ、基準税率を超えてはならない。ベトナムは、十六年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(i) 区分の欄に「I」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、一年目から六年目までの間に行われる六回の毎年均等な引下げにより二十パーセントまで削減する。六年目の一月一日から十五年目の十二月三十一日までの間、当該産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、二十パーセントを超えてはならない。ベトナムは、十六年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(j) 区分の欄に「J」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、一年目から十一年目までの間に行われる十一回の毎年均等な引下げにより十パーセントまで削減する。

十一年目の一月一日から十五年目の十二月三十一日までの間、当該産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、十パーセントを超えてはならない。ベトナムは、十六年目の一月一日から当該産品に対して輸出税、租税その他の課徴金を課してはならない。

(k) 区分の欄に「K」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、維持することができるが、基準税率を超えてはならない。

4 3及び第二節（ベトナム）の規定の適用上、「一年目」とは、この協定がベトナムについて効力を生ずる年をいう。同節の区分の欄に「C」、「E」、「G」、「I」又は「J」を掲げる品目に該当する産品に課される輸出税、租税その他の課徴金については、この協定が同国について効力を生ずる日に最初の削減を行う。輸出税、租税その他の課徴金の二年目以降の各年の引下げは、当該各年の一月一日を行う。

5 輸出税、租税その他の課徴金の基準税率は、この附属書において品目ごとに定める。

6 この附属書に産品を掲げる締約国は、自主的に輸出税、租税その他の課徴金の適用及びその水準を最小限にするよう努める。

第一節 マレーシア

二千十二年の統一システム		品名	輸出税 (注1)	税 (注2)
注1 関税令（二千十二年）及び関税法（千九百六十七年） 注2 マレーシア・ゴム庁（法人）法（千九百九十六年）、マレーシア・ゴム庁（税）令（千九百九十九年）並びにマレーシア木材産業庁（法人）法（千九百七十三年）及び材木税令法的通告(A)第五十六号（二千年）				
〇六〇二・九〇	ーバラゴムノキ属の発芽した切株	それぞれにつき 〇・三〇マレーシア・リンギット		┆
一二〇七・一〇	油やしの実及びパーム核 ー播種に適したもの	五%		┆
一二〇七・九九	ーイリッペの種（イリッペ・ナッツ）	一キログラムにつき 〇・〇八二六七 マレーシア・リンギット		┆

一二〇九・九九	播種 ^は 用の種、果実及び孢子 その他のもの	一キログラムにつ き二二・〇五マ レーシア・リン ギット	┆
一四〇一・二〇	とう 全形のもの	一キログラムにつ き二・七〇マレー シア・リンギット	┆
一五二一・一〇	粗パーム油	〇%から八・五% まで	┆
一五二三・二一	パーム核	一〇%	┆
一五二三・二九	パーム核油（精製し、漂白し、かつ防臭したもの（RBDパーム油））	五%	┆
一五二六・二〇	植物性油脂及びその分別物 粗パーム油のもの	一〇%	┆

二六二〇・二一	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに 限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。） ― 鉛を主成分とするもの ― 加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥	五%	―
二六二〇・二九	― 鉛を主成分とするもの ―― その他のもの	五%	―
二六二〇・三〇	― 銅を主成分とするもの	五%	―
二六二〇・四〇	― アルミニウムを主成分とするもの	五%	―
二六二〇・六〇	― 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、砒素若 しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種 類のもの	五%	―
二六二〇・九一	― その他のもの ― アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物 を含有するもの	五%	―

二六二〇・九九	―その他のもの ――その他のもの					
二六二一・一〇	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物 ―都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	五%				
二六二一・九〇	―その他のもの	五%				
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	一〇%				
四〇〇七・〇〇	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）					〇・二〇%
四〇〇八・一一	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。） ―セルラーラバーのもの ――板、シート及びストリップ					〇・二〇%
四〇〇八・一九	―セルラーラバーのもの ――その他のもの					〇・二〇%

四〇〇八・二一	セルラーラバー以外のゴムのもの ― 板、シート及びストリップ	―	〇・二〇%
四〇〇八・二九	セルラーラバー以外のゴムのもの ― その他のもの	―	〇・二〇%
四〇〇九・一一	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。） ― 他の材料により補強していないもの及び他の材料と組み合わせていないもの ― 継手なしのもの	―	〇・二〇%
四〇〇九・一二	他の材料により補強していないもの及び他の材料と組み合わせていないもの ― 継手付きのもの	―	〇・二〇%
四〇〇九・二二	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの ― 継手なしのもの	―	〇・二〇%

四〇〇九・二二	- 金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの - 継手付きのもの		○・二〇%
四〇〇九・三一	- 紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの - 継手なしのもの		○・二〇%
四〇〇九・三二	- 紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの - 継手付きのもの		○・二〇%
四〇〇九・四一	- 他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの - 継手なしのもの		○・二〇%
四〇〇九・四二	- 他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの - 継手付きのもの		○・二〇%
四〇一〇・一一	- コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。） - コンベヤ用のベルト及びベルチング - 金属のみにより補強したもの		○・二〇%

四〇一〇・一二	- ーコンベヤ用のベルト及びベルチング - ー紡織用繊維のみにより補強したもの	ー	〇・二〇%
四〇一〇・一九	- ーコンベヤ用のベルト及びベルチング - ーその他のもの	ー	〇・二〇%
四〇一〇・三一	- ー伝動用のベルト及びベルチング - ーエンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリープ型で、円の外周が六〇センチメートルを超え一八〇センチメートル以下のものに限る。）	ー	〇・二〇%
四〇一〇・三二	- ー伝動用のベルト及びベルチング - ーエンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリープ型以外のもの、円の外周が六〇センチメートルを超え一八〇センチメートル以下のものに限る。）	ー	〇・二〇%
四〇一〇・三三	- ー伝動用のベルト及びベルチング - ーエンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリープ型で、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限る。）	ー	〇・二〇%

	ンチメートル以下のものに限る。）		
四〇一〇・三四	ー 伝動用のベルト及びベルチング ー エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちVリープ型以外のもので、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限る。）	ー	〇・二〇%
四〇一〇・三五	ー 伝動用のベルト及びベルチング ー エンドレス状の同期ベルト（円の外周が六〇センチメートルを超え一五〇センチメートル以下のものに限る。）	ー	〇・二〇%
四〇一〇・三六	ー 伝動用のベルト及びベルチング ー エンドレス状の同期ベルト（円の外周が一五〇センチメートルを超え一九八センチメートル以下のものに限る。）	ー	〇・二〇%
四〇一〇・三九	ー 伝動用のベルト及びベルチング ー その他のもの	ー	〇・二〇%
四〇一二・九〇	ゴム製の空気タイヤ（更正したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤ	ー	〇・二〇%

				四〇一四・九〇	四〇一四・一〇	
	フラップ ―その他のもの			―その他のもの	衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。） ―コンドーム	〇・二〇％
				四〇一四・九〇	―その他のもの	〇・二〇％
			四〇一五・一一	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。） ―手袋、ミトン及びミット ―外科用のもの		〇・二〇％
		四〇一五・一九	―手袋、ミトン及びミット ―その他のもの			〇・二〇％
四〇一五・九〇	―その他のもの					〇・二〇％

四〇一六・一〇	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。） ― セルラーラバー製のもの	―	〇・二〇%
四〇一六・九一	― その他のもの ― 床用敷物及びマット	―	〇・二〇%
四〇一六・九二	― その他のもの ― 消しゴム	―	〇・二〇%
四〇一六・九三	― その他のもの ― ガスケット、ワッシャーその他のシール	―	〇・二〇%
四〇一六・九四	― その他のもの ― 防舷材（膨らませることができないかを問わない。）	―	〇・二〇%
四〇一六・九五	― その他のもの ― その他の製品（膨らませることができるものに限る。）	―	〇・二〇%
四〇一六・九九	― その他のもの ― その他のもの	―	〇・二〇%

四〇一七・〇〇	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品 「硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）	「	〇・二〇%
四四〇一・二二	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 「チップ状又は小片状の木材 「針葉樹のもの	「	一立方メートルにつき二・〇〇マレーシア・リンギット
四四〇一・二二	「チップ状又は小片状の木材 「針葉樹以外のもの	「	一立方メートルにつき二・〇〇マレーシア・リンギット
四四〇三・一〇	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） 「ペイント又はクレオソートその他の保存剤により処理したもの	一五%	一立方メートルにつき五・〇〇マレーシア・リン

四四〇三・二〇	その他のもの（針葉樹のものに限る。）	一五%	ギット 一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇三・四一	その他のもの（この類の号注2の熱帯産木材に限る。） ― ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	一五%	ギット 一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇三・四九	その他のもの（この類の号注2の熱帯産木材に限る。） ― その他のもの	一五%	ギット 一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇三・九一	その他のもの ― オーク（コナラ属のもの）のもの	一五%	一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン

四四〇三・九二	其他のもの ビーチ（ブナ属のもの）のもの	一五%	ギット 一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リンギット
四四〇三・九九	其他のもの 其他のもの	一五%	ギット 一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リンギット
四四〇六・一〇	木製の鉄道用又は軌道用の枕木 染み込ませていないもの		ギット 一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リンギット
四四〇六・九〇	其他のもの		ギット 一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン

四四〇七・一〇	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎにしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） 針葉樹のもの	一	ギット 一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・二一	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの マホガニー（スウィエテニア属のもの）	一	一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・二二	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの バイロラ、インブイア及びバルサ	一	一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・二五	熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	一	一立方メートルにつき一二五・〇〇 マレーシア・リン

四四〇七・二六	― 熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ― ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン	―	一立方メートルにつき五・〇〇マレーシア・リンギット
四四〇七・二七	― 熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ― サペリ	―	一立方メートルにつき五・〇〇マレーシア・リンギット
四四〇七・二八	― 熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ― イロコ	―	一立方メートルにつき五・〇〇マレーシア・リンギット
四四〇七・二九	― 熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ― その他のもの	―	一立方メートルにつき五・〇〇マレーシア・リン

四四〇七・九一	―その他のもの ―オーク（コナラ属のもの）のもの	―	ギット
四四〇七・九二	―その他のもの ―ビーチ（ブナ属のもの）のもの	―	一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・九三	―その他のもの ―かえで（カエデ属のもの）のもの	―	一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四〇七・九四	―その他のもの ―桜（サクラ属のもの）のもの	―	一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン

四四〇七・九五	―その他のもの ―とねりこ（トネリコ属のもの）のもの	―	一立方メートルにつき五・〇〇マレーシア・リンギット	
四四〇七・九九	―その他のもの ―その他のもの	―	一立方メートルにつき五・〇〇マレーシア・リンギット	
四四〇八・一〇	化粧張り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） ―針葉樹のもの	―	一立方メートルにつき二五五・〇〇マレーシア・リンギット	
四四〇八・三一	―熱帯産木材（この類の号注２のものに限る。）のもの	―	一立方メートルに	

			四四〇八・三九	― ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ ― 熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの ― その他のもの				つき二五五・〇〇 マレーシア・リン ギット
			四四〇八・九〇	― その他のもの				一立方メートルに つき二五五・〇〇 マレーシア・リン ギット
			四四〇九・一〇	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） ― 針葉樹のもの				一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット

四四〇九・二二	― 針葉樹以外のもの ― 竹製のもの		一立方メートルにつき五・〇〇マレーシア・リンギット
四四〇九・二九	― 針葉樹以外のもの ― その他のもの		一立方メートルにつき五・〇〇マレーシア・リンギット
四四一〇・一一	パーティクルボード、オリエントドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウエファアボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） ― 木材のもの ― パーティクルボード		一立方メートルにつき二・〇〇マレーシア・リンギット
四四一〇・一二	― 木材のもの ― オリエントドストランドボード（OSB）		一立方メートルにつき二・〇〇マレーシア・リン

四四一〇・一九	木材のもの ― 其他のもの	―	ギット 一立方メートルに つき二・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四一〇・九〇	― 其他のもの	―	一立方メートルに つき二・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四二・一〇	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 ― 竹製のもの	―	一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四二・三一	― 其他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。） ― 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注２のものに	―	一立方メートルに つき五・〇〇マ レーシア・リン

	限る。）のもの		ギット
四四一二・三二	―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。） ―その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	―	一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四一二・三九	―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。） ―その他のもの	―	一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四一二・九四	―その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。） ―その他のもの ―ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード	―	一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン ギット
四四一二・九九	―その他のもの ―その他のもの	―	一立方メートルにつき五・〇〇マ レーシア・リン

	五九〇六・一〇	五九〇六・九九	六五〇六・九一	六八〇七・一〇	六八〇八・〇〇
	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。） └ 接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。） └ その他のもの └ その他のもの	└ その他のもの └ その他のもの その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。） └ その他のもの └ ゴム製又はプラスチック製のもの	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールドタルピッチ）の製品 └ ロール状のもの	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスチックその他の鉱物性結合材により凝結させたも	
					五%
ギット	〇・二〇%	〇・二〇%	〇・二〇%		

	のに限る。)		
七二〇六・一〇	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） ┆ 粉	五%	┆
七二〇六・九一	┆ その他のもの ┆ ┆ 加工していないもの	五%	┆
七二〇六・九二	┆ その他のもの ┆ ┆ 一次製品	五%	┆
七二〇七・〇〇	銀を貼った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	五%	┆
七二一〇・一一	白金（加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） ┆ 白金 ┆ ┆ 加工していないもの及び粉状のもの	五%	┆
七二一〇・一九	┆ 白金	五%	┆

	七二一〇・二二	パラジウム 加工してないもの及び粉状のもの			
	七二一〇・二九	パラジウム その他のもの			
	七二一〇・三一	ロジウム 加工してないもの及び粉状のもの			
	七二一〇・三九	ロジウム その他のもの			
	七二一〇・四一	イリジウム、オスミウム及びルテニウム 加工してないもの及び粉状のもの			
	七二一〇・四九	イリジウム、オスミウム及びルテニウム その他のもの			
			五%		┆
			五%		┆
			五%		┆
			五%		┆
			五%		┆
			五%		┆

七二一・一〇〇	白金を貼った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	五%	┆
七二〇四・一〇	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット ┆ 鑄鉄のくず	一〇%	┆
七二〇四・二一	┆ 合金鋼のくず ┆ ステンレス鋼のもの	一〇%	┆
七二〇四・二九	┆ 合金鋼のくず ┆ 其他のもの	一〇%	┆
七二〇四・三〇	┆ すすをめっきした鉄鋼のくず	一〇%	┆
七二〇四・四一	┆ 其他のくず ┆ 切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）	一〇%	┆
七二〇四・四九	┆ 其他のくず ┆ 其他のもの	一〇%	┆

七二〇四・五〇	― 再溶解用のインゴット		一〇%	―
七四〇一・〇〇	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）		五%	―
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅		五%	―
七四〇三・一一	精製銅又は銅合金の塊 ― 精製銅 ― 陰極銅及びその切断片		五%	―
七四〇三・一二	― 精製銅 ― ワイヤバー		五%	―
七四〇三・一三	― 精製銅 ― ビレット		五%	―
七四〇三・一九	― 精製銅 ― その他のもの		五%	―
七四〇三・二二	― 銅合金		五%	―

	銅・亜鉛合金（黄銅）		
七四〇三・二二	銅合金 銅・すず合金（青銅）	五%	┆
七四〇三・二九	銅合金 その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	五%	┆
七四〇四・〇〇	銅のくず	一〇%	┆
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	一〇%	┆
七五〇一・一〇	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 ニッケルのマット	一〇%	┆
七五〇一・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	一〇%	┆
七五〇二・一〇	ニッケルの塊 ニッケル（合金を除く。）	一〇%	┆

七五〇二・二〇	ニッケル合金	一〇%	┆
七六〇二・〇〇	アルミニウムのくず	一〇%	┆
七八〇一・九九	鉛の塊 ┆その他のもの ┆┆その他のもの	一五%	┆
七八〇二・〇〇	鉛のくず	一五%	┆
七九〇一・一一	亜鉛の塊 ┆亜鉛（合金を除く。） ┆┆亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの	五%	┆
七九〇一・一二	┆亜鉛（合金を除く。） ┆┆亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの	五%	┆
七九〇一・二〇	┆亜鉛合金	五%	┆

八五四四・二〇	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	┆ 同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	┆	〇・二〇%
八五四四・三〇	┆ 点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	┆	┆	〇・二〇%
八五四四・四二	┆ その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。） ┆ 接続子を取り付けてあるもの	┆	┆	〇・二〇%
八五四四・四九	┆ その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。） ┆ その他のもの	┆	┆	〇・二〇%
九〇〇四・九〇	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	┆	┆	〇・二〇%

	その他のも ー		
九〇一八・三九	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。） ー注射器、針、カテーテル、カニユーレその他これらに類する物品 ーその他のも	ー	〇・二〇%
九四〇四・一〇	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及び マットレスサポート ーマットレスサポート	ー	〇・二〇%
九四〇四・二一	ーマットレス ーセルラー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	ー	〇・二〇%
九四〇四・九〇	ーその他のもの	ー	〇・二〇%

〇・二〇%

〇・二〇%

〇・二〇%

〇・二〇%

二千十二年の統一シス	品名	基準税率	区分
第二節 ベトナム			
九五〇六・三二	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール └ ゴルフクラブその他のゴルフ用具 └ ボール	└	〇・二〇%
九五〇六・六一	└ ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。） └ テニスボール	└	〇・二〇%
九五〇六・六二	└ ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。） └ 空気入れ式のもの	└	〇・二〇%
九五〇六・六九	└ ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。） └ その他のもの	└	〇・二〇%

デム			
一二二一・九〇・一四	―――ジンコウ	一五%	C
一二二一・九〇・一九	―――ジンコウ	一五%	C
一二二一・九〇・九八	―――ジンコウ	一五%	C
一二二一・九〇・九九	―――ジンコウ	一五%	C
二五〇二・〇〇・〇〇	硫化鉄鉱(焼いてないものに限る。)	一〇%	D
二五〇三・〇〇・〇〇	硫黄(昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。)	一〇%	D
二五〇四・一〇・〇〇	―粉状又はフレーク状のもの	一〇%	D
二五〇四・九〇・〇〇	―その他のもの	一〇%	D
二五〇五・一〇・〇〇	―けい砂	三〇%	K

二五〇五・九〇・〇〇	―その他のもの	三〇%	K
二五〇六・一〇・〇〇	―石英	一〇%	D
二五〇六・二〇・〇〇	―けい岩	一〇%	K
二五〇七・〇〇・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	一〇%	F
二五〇八・一〇・〇〇	―ベントナイト	一〇%	F
二五〇八・三〇・〇〇	―耐火粘土	一〇%	F
二五〇八・四〇・一〇	―フーラーズアース	一〇%	F
二五〇八・四〇・九〇	―その他のもの	一〇%	F
二五〇八・五〇・〇〇	―アンダーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	一〇%	F
二五〇八・六〇・〇〇	―ムライト	一〇%	F

二五〇八・七〇・〇〇	―シャモット及びダイナスアース	一〇%	F
二五〇九・〇〇・〇〇	白亜	一七%	G
二五一〇・一〇・一〇	―りん灰石	四〇%	G
二五一〇・二〇・一〇	―マイクロスフィア（大きさが〇・二五ミリメートル以下のもの）	一五%	G
二五一〇・二〇・一〇	―粒（大きさが〇・二五ミリメートルを超え、かつ、一五ミリメートル以下のもの）	二五%	G
二五一〇・二〇・一〇	――その他のもの	四〇%	G
二五一一・一〇・〇〇	―天然の硫酸バリウム（重晶石）	一〇%	K
二五一一・二〇・〇〇	―天然の炭酸バリウム（毒重石）	一〇%	K
二五二二・〇〇・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	一五%	E

二五・一三・一〇・〇〇	――パミストーン	一〇%	F
二五・一三・二〇・〇〇	――エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	一〇%	F
二五・一四・〇〇・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	一七%	K
二五・一五・一一・〇〇	――粗のもの及び粗削りしたもの	一七%	G
二五・一五・一二・一〇	――塊状のもの	一七%	G
二五・一五・一二・二〇	――板状のもの	一七%	G
二五・一五・二〇・〇〇	――塊状の白石灰石（白大理石）	三〇%	G
二五・一五・二〇・〇〇	――その他のもの	一七%	G
二五・一六・一一・〇〇	――粗のもの及び粗削りしたもの	一七%	K

二五二六・一二・一〇	――塊状のもの		二五%	K
二五二六・一二・二〇	――板状のもの		一七%	K
二五二六・二〇・一〇	――粗のもの及び粗削りしたもの		一七%	K
二五二六・二〇・二〇	――のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの		一七%	K
二五二六・九〇・〇〇	――その他の石碑用又は建築用の岩石		一七%	H
二五二七・一〇・〇〇	――小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		一七%	E
二五二七・二〇・〇〇	――スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五二七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）		一七%	E

二五二七・三〇・〇〇	タールマカダム	一七%	E
二五二七・四一・〇〇	―――大きさが一ミリメートル以上四〇〇ミリメートル以下のもの	一四%	E
二五二七・四一・〇〇	―――その他のもの	一七%	E
二五二七・四九・〇〇	―――炭酸カルシウムの粉(第二五・一五項の岩石からのもので大きさが〇・一二五ミリメートル以下のもの)	五%	F
二五二七・四九・〇〇	―――炭酸カルシウムの粉(第二五・一五項の岩石からのもので大きさが〇・一二五ミリメートルを超え、かつ、一ミリメートルより小さいもの)	一〇%	F
二五二七・四九・〇〇	―――大きさが一ミリメートル以上四〇〇ミリメートル以下のもの	一四%	E
二五二七・四九・〇〇	―――その他のもの	一七%	E
二五二八・一〇・〇〇	―――ドロマイト(焼いたもの及び焼結したものを除く。)	一〇%	K
二五二八・二〇・〇〇	―――ドロマイト(焼いたもの及び焼結したものに限る。)	一〇%	K

二五二八・三〇・〇〇	―ドロマイトラミングミックス		一〇%	K
二五一九・一〇・〇〇	―天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）		一〇%	D
二五一九・九〇・一〇	――熔融マグネシア及び焼結マグネシア		一〇%	D
二五一九・九〇・二〇	――その他のもの		一〇%	D
二五二〇・一〇・〇〇	―天然石膏 ^{こう} 及び天然無水石膏 ^{こう}		一〇%	H
二五二〇・二〇・一〇	――歯科用に適したもの		一〇%	H
二五二〇・二〇・九〇	――その他のもの		一〇%	H
二五二一・〇〇・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）		一七%	K
二五二三・一〇・〇〇	―生石灰		五%	F

二五二二・二〇・〇〇	消石灰		五%	F
二五二三・三〇・〇〇	水硬性石灰		五%	F
二五二四・一〇・〇〇	クロシドライト		一〇%	K
二五二四・九〇・〇〇	その他のもの		一〇%	K
二五二六・一〇・〇〇	破碎してなく、かつ、粉状にしてないもの		三〇%	K
二五二六・二〇・一〇	タルクの粉		三〇%	K
二五二六・二〇・九〇	その他のもの		三〇%	K
二五二八・〇〇・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五パーセント以下のもの		一〇%	D
二五二九・一〇・〇〇	長石		一〇%	H

二五二九・二二・〇〇	――ふっ化カルシウムの含有量が全重量の九七パーセント以下のもの	一〇%	D
二五二九・二二・〇〇	――ふっ化カルシウムの含有量が全重量の九七パーセントを超えるもの	一〇%	D
二五二九・三〇・〇〇	――白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト	一〇%	H
二五三〇・一〇・〇〇	――蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨張させてないものに限る。)	一〇%	H
二五三〇・二〇・一〇	――キーゼルス	一〇%	H
二五三〇・二〇・二〇	――瀉利塩	一〇%	H
二五三〇・九〇・一〇	――ジルコニウムけい酸塩(乳白剤として使用するもの)	一〇%	H
二五三〇・九〇・九〇	――その他のもの	一〇%	H
二六〇一・一一・〇〇	――凝結させてないもの	四〇%	I
二六〇一・一二・〇〇	――凝結させたもの	四〇%	I

二六〇一・二〇・〇〇	焼いた硫化鉄鉱	四〇%	I
二六〇二・〇〇・〇〇	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇パーセント以上のものに限る。）	四〇%	I
二六〇三・〇〇・〇〇	銅鉱（精鉱を含む。）	四〇%	K
二六〇四・〇〇・〇〇	粗鉱	三〇%	I
二六〇四・〇〇・〇〇	精鉱	二〇%	J
二六〇五・〇〇・〇〇	粗鉱	三〇%	K
二六〇五・〇〇・〇〇	精鉱	二〇%	K
二六〇六・〇〇・〇〇	粗鉱	三〇%	K
二六〇六・〇〇・〇〇	精鉱	二〇%	K

二六〇七・〇〇・〇〇	鉛鉍（精鉍を含む。）		四〇％	K
二六〇八・〇〇・〇〇	亜鉛鉍（精鉍を含む。）		四〇％	I
二六〇九・〇〇・〇〇	粗鉍		三〇％	G
二六〇九・〇〇・〇〇	精鉍		二〇％	G
二六一〇・〇〇・〇〇	クロム鉍（精鉍を含む。）		三〇％	G
二六一一・〇〇・〇〇	粗鉍		三〇％	G
二六一一・〇〇・〇〇	精鉍		二〇％	G
二六一二・一〇・〇〇	粗鉍		三〇％	K
二六一二・一〇・〇〇	精鉍		二〇％	K
二六一二・二〇・〇〇	粗鉍		三〇％	K

二六一二・二〇・〇〇	――精鉱		二〇%	K
二六一三・一〇・〇〇	――焼いたもの		二〇%	E
二六一三・九〇・〇〇	――粗鉱		三〇%	E
二六一三・九〇・〇〇	――精鉱		二〇%	E
二六一四・〇〇・一〇	――イルメナイト濃縮物（二酸化チタンが五六パーセント以上であり、かつ、酸化鉄が一パーセント以下のもの）		一五%	K
二六一四・〇〇・一〇	――イルメナイト精鉱		三〇%	K
二六一四・〇〇・一〇	――その他のもの		四〇%	K
二六一四・〇〇・九〇	――ルチル精鉱（二酸化チタンが八三パーセント以上八七パーセント以下のもの）		三〇%	K
二六一四・〇〇・九〇	――その他のもの		四〇%	K

二六一五・一〇・〇〇	――粗鉾		三〇%	K
二六一五・一〇・〇〇	――ジルコニウムの粉（大きさが七五マイクロメートル未満のもの）		一〇%	K
二六一五・一〇・〇〇	――その他のもの		二〇%	K
二六一五・九〇・〇〇	――粗鉾		三〇%	K
二六一五・九〇・〇〇	――精鉾		二〇%	K
二六一五・九〇・〇〇	――粗鉾		三〇%	K
二六一五・九〇・〇〇	――精鉾		二〇%	K
二六一六・一〇・〇〇	――粗鉾		三〇%	K
二六一六・一〇・〇〇	――精鉾		二〇%	K
二六一六・九〇・〇〇	――金鉾（精鉾を含む。）		三〇%	K

二七〇一・一二・九〇	―――その他のもの	一〇%	K
二七〇一・一二・一〇	―――コークス用炭	一〇%	H
二七〇一・一一・〇〇	――無煙炭	一〇%	K
二六二一・九〇・〇〇	――スラグ	七%	K
二六一七・九〇・〇〇	――精鉱	二〇%	K
二六一七・九〇・〇〇	――粗鉱	三〇%	K
二六一七・一〇・〇〇	――精鉱	二〇%	K
二六一七・一〇・〇〇	――粗鉱	三〇%	K
二六一六・九〇・〇〇	――精鉱	二〇%	K
二六一六・九〇・〇〇	――粗鉱	三〇%	K

二七〇一・一九・〇〇	―その他の石炭		一〇%	K
二七〇一・二〇・〇〇	―練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		一〇%	K
二七〇二・一〇・〇〇	―亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）		一五%	K
二七〇二・二〇・〇〇	―亜炭（凝結させたものに限る。）		一五%	K
二七〇三・〇〇・一〇	―泥炭（ボールに圧縮されているかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）		一五%	K
二七〇三・〇〇・二〇	―泥炭（凝結させたものに限る。）		一五%	K
二七〇四・〇〇・一〇	―コークス及び半成コークス（石炭から製造したものに限る。）		一三%	H
二七〇四・〇〇・二〇	―コークス及び半成コークス（亜炭又は泥炭から製造したものに限る。）		一三%	H
二七〇四・〇〇・三〇	―レトリートカーボン	一三%	H	

二七〇九・〇〇・一〇	ー石油（原油に限る。）		一〇%	K
二七〇九・〇〇・二〇	ーコンデンセート		一〇%	K
二八〇四・七〇・〇〇	ーりん		五%	B
二八一七・〇〇・一〇	ー酸化亜鉛（粉状のもの）		五%	B
二八二三・〇〇・〇〇	ーチタンのスラグ（二酸化チタンが八五パーセント以上であり、かつ、酸化鉄が一〇パーセント以下のもの）		一〇%	B
二八二三・〇〇・〇〇	ーチタンのスラグ（二酸化チタンが七〇パーセント以上八五パーセント未満であり、かつ、酸化鉄が一〇パーセント以下のもの）		一〇%	B
二八二三・〇〇・〇〇	ールチル（二酸化チタンが八七パーセントを超えるもの）		一〇%	B
三八二四・九〇・九九	ーーー炭酸カルシウムの粉（ステアリン酸を染み込ませ、第二五・一五項の岩石から製造したものであり、大きさが一ミリメートル未満のもの）		三%	A

四〇〇二・一一・〇〇	――ラテックス		一%	D
四〇〇二・一九・一〇	――加硫していないもの又は一次製品、配合していない板、シート若しくはストリップの形状のもの		一%	D
四〇〇二・一九・九〇	――その他のもの		一%	D
四〇〇二・二〇・一〇	――一次製品		一%	D
四〇〇二・二〇・九〇	――その他のもの		一%	D
四〇〇二・三一・一〇	――加硫していないもので、配合していない板、シート又はストリップの形状のもの		一%	D
四〇〇二・三一・九〇	――その他のもの		一%	D
四〇〇二・三九・一〇	――加硫していないもので、配合していない板、シート又はストリップの形状のもの		一%	D

四〇〇二・三九・九〇	―――その他のもの		一%	D
四〇〇二・四一・〇〇	――ラテックス		一%	D
四〇〇二・四九・一〇	―――一次製品		一%	D
四〇〇二・四九・九〇	―――その他のもの		一%	D
四〇〇二・五一・〇〇	――ラテックス		一%	D
四〇〇二・五九・一〇	―――一次製品		一%	D
四〇〇二・五九・九〇	―――その他のもの		一%	D
四〇〇二・六〇・一〇	―――一次製品		一%	D
四〇〇二・六〇・九〇	――その他のもの		一%	D
四〇〇二・七〇・一〇	――一次製品		一%	D

四〇〇二・七〇・九〇	――その他のもの		一%	D
四〇〇二・八〇・一〇	――天然ゴムのラテックスと合成ゴムのラテックスの混合物		一%	D
四〇〇二・八〇・九〇	――その他のもの		一%	D
四〇〇二・九一・〇〇	――ラテックス		一%	D
四〇〇二・九九・二〇	――合成ゴムのラテックスのもの		一%	D
四〇〇二・九九・九〇	――合成ゴムのラテックスのもの		一%	D
四〇〇五・一〇・一〇	――天然ガムのもの		一%	D
四〇〇五・一〇・九〇	――その他のもの		一%	D
四〇〇五・二〇・〇〇	――デイスパーション（第四〇〇五・一〇号のものを除く。）及び溶液		一%	D
四〇〇五・九一・一〇	――天然ガムのもの		一%	D

四〇〇五・九一・九〇	―――その他のもの	―	D
四〇〇五・九九・一〇	―――ラテックス	―	D
四〇〇五・九九・九〇	―――その他のもの	―	D
四一〇一・二〇・一〇	――前なめしをしたもの	一〇%	A
四一〇一・二〇・九〇	――その他のもの	一〇%	A
四一〇一・五〇・一〇	――前なめしをしたもの	一〇%	A
四一〇一・五〇・九〇	――その他のもの	一〇%	A
四一〇一・九〇・一〇	――前なめしをしたもの	一〇%	A
四一〇一・九〇・九〇	――その他のもの	一〇%	A
四一〇二・一〇・〇〇	――毛が付いているもの	五%	A

四一〇二・二一・〇〇	――酸漬けしたもの	五%	A
四一〇二・二九・一〇	――前なめしをしたもの	五%	A
四一〇二・二九・九〇	――その他のもの	五%	A
四一〇三・二〇・一〇	――その他のもの	五%	A
四一〇三・二〇・九〇	――その他のもの	五%	A
四一〇三・三〇・〇〇	――豚のもの	一〇%	A
四一〇三・九〇・〇〇	――その他のもの	一〇%	A
四四〇一・一〇・〇〇	――薪材	五%	D
四四〇二・一〇・〇〇	――竹製のもの	一〇%	D
四四〇二・九〇・九〇	――その他のもの	五%	D

四四〇二・九〇・九〇	――その他のもの		一〇%	D
四四〇三・一〇・一〇	――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太		一〇%	D
四四〇三・一〇・九〇	――その他のもの		一〇%	D
四四〇三・二〇・一〇	――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太		一〇%	D
四四〇三・二〇・九〇	――その他のもの		一〇%	D
四四〇三・四一・一〇	――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太		一〇%	D
四四〇三・四一・九〇	――その他のもの		一〇%	D
四四〇三・四九・一〇	――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太		一〇%	D
四四〇三・四九・九〇	――その他のもの		一〇%	D
四四〇三・九一・一〇	――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太		一〇%	D

四四〇三・九一・九〇	―――その他のもの		一〇%	D
四四〇三・九二・一〇	―――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太		一〇%	D
四四〇三・九二・九〇	―――その他のもの		一〇%	D
四四〇三・九九・一〇	―――粗く角にした丸太、製材用丸太及び単板用丸太		一〇%	D
四四〇三・九九・九〇	―――その他のもの		一〇%	D
四四〇四・一〇・〇〇	――針葉樹のもの		五%	D
四四〇四・二〇・一〇	――チップウッド		五%	D
四四〇四・二〇・九〇	―――その他のもの		五%	D
四四〇六・一〇・〇〇	――染み込ませてないもの		二〇%	C
四四〇六・九〇・〇〇	――その他のもの		二〇%	C

四四〇七・一〇・〇〇	――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下の ものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・一〇・〇〇	――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二一・一〇	――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル 以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二一・一〇	――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二一・九〇	――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル 以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二一・九〇	――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二一・一〇	――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル 以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二一・一〇	――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二二・九〇	――― 厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二二・九〇	――― その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二五・一一	――― 厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二五・一一	――― その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二五・一九	――― 厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二五・一九	――― その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二五・二二	――― 厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二五・二二	――― その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二五・二九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二五・二九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二六・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二六・一〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二六・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二六・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二七・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二七・一〇	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二七・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二七・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二八・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二八・一〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二八・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二八・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・一一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・一一	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二九・一九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・一九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・二一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・二一	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・二九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・二九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・三一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・三一	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二九・三九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・三九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・四一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・四一	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・四九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・四九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・五一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・五一	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二九・五九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・五九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・六一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・六一	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・六九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・六九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・七一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・七一	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二九・七九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・七九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・八一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・八一	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・八九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・八九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・九一	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・九一	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・二九・九二	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・九二	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・九三	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・九三	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・二九・九九	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・二九・九九	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・九一・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九一・一〇	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・九一・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九一・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・九二・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九二・一〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・九二・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九二・一〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・九三・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九三・一〇	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・九三・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九三・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・九四・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九四・一〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・九四・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九四・九〇	―――その他のもの	二〇%	C
四四〇七・九五・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの	五%	D
四四〇七・九五・一〇	―――その他のもの	二〇%	C

四四〇七・九五・九〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・九五・九〇	―――その他のもの		二〇%	C
四四〇七・九九・一〇	―――厚さが三〇ミリメートル以下であつて、幅が九五ミリメートル以下のものであり、かつ、長さが一、〇五〇ミリメートル以下のもの		五%	D
四四〇七・九九・一〇	―――その他のもの		二〇%	C
四四〇八・一〇・一〇	―――シダーの薄板（鉛筆製造用のもの）及びラジアータパイン（ブロックボード製造用のもの）		五%	D
四四〇八・一〇・三〇	―――表面化粧張り用単板		五%	D

四四〇八・一〇・九〇	――その他のもの		五%	D
四四〇八・三一・〇〇	――ダークレッドメラランチ、ライトレッドメラランチ及びメラランチバカウ		五%	D
四四〇八・三九・一〇	――ジェルトンの薄板（鉛筆製造用のもの）		五%	D
四四〇八・三九・九〇	――その他のもの		五%	D
四四〇八・九〇・〇〇	――その他のもの		五%	D
四四〇九・一〇・〇〇	――針葉樹のもの		五%	D
四四〇九・二一・〇〇	――竹製のもの		五%	A
四四〇九・二九・〇〇	――その他のもの		五%	D
七一〇二・一〇・〇〇	――加工していないもの及び単にひき、クリープし又はブルーチしたもの		一五%	C
七一〇二・一〇・〇〇	――その他のもの		五%	D

七二〇二・二一・〇〇	――加工していないもの及び単にひき、クリープし又はブルーチしたもの		一五%	C
七二〇二・二九・〇〇	――その他のもの		五%	D
七一〇二・三一・〇〇	――加工していないもの及び単にひき、クリープし又はブルーチしたもの		一五%	D
七一〇二・三九・〇〇	――その他のもの		五%	D
七一〇三・一〇・一〇	――ルビー		一五%	C
七一〇三・一〇・二〇	――ひすい（軟玉及び硬玉）		一五%	C
七一〇三・一〇・九〇	――その他のもの		一五%	C
七一〇三・九一・一〇	――ルビー		五%	D
七一〇三・九一・九〇	――その他のもの		五%	D
七一〇三・九九・〇〇	――その他のもの		五%	D

七二〇四・一〇・一〇	――加工してないもの	一〇%	D
七二〇四・一〇・二〇	――加工したもの	五%	D
七二〇四・二〇・〇〇	――その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）	一〇%	D
七二〇四・九〇・〇〇	――その他のもの	五%	D
七二〇五・一〇・〇〇	――ダイヤモンドのもの	三%	D
七二〇五・九〇・〇〇	――その他のもの	三%	D
七二〇六・一〇・〇〇	――粉	五%	D
七二〇六・九一・〇〇	――加工してないもの	五%	D
七二〇六・九二・〇〇	――一次製品	五%	D
七二〇八・一一・〇〇	――粉	二%	K

七二〇八・一二・〇〇	――その他の形状のもの（加工していないものに限る。）	二%	K
七二〇八・一三・〇〇	――その他の形状のもの（二次製品に限る。）	二%	K
七一〇八・二〇・〇〇	――マネタリーゴールド	二%	K
七一一三・一九・一〇	――部分品	二%	K
七一一三・一九・九〇	――その他のもの	二%	K
七一一四・一九・〇〇	――その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）	二%	K
七一一五・九〇・一〇	――金製又は銀製のもの	二%	K
七二〇四・一〇・〇〇	――鑄鉄のくず	一七%	H
七二〇四・二一・〇〇	――ステンレス鋼のもの	一五%	H

七二〇四・二九・〇〇	――その他のもの		一七%	H
七二〇四・三〇・〇〇	――すずをめつきした鉄鋼のくず		一七%	H
七二〇四・四九・〇〇	――その他のもの		一七%	H
七二〇四・五〇・〇〇	――再溶解用のインゴット		一七%	H
七四〇一・〇〇・〇〇	――銅のマット		一五%	C
七四〇一・〇〇・〇〇	――その他のもの		二〇%	C
七四〇三・一一・〇〇	――純精製銅		一〇%	D
七四〇三・一一・〇〇	――その他のもの		二〇%	C
七四〇三・一二・〇〇	――ワイヤバー		二〇%	C
七四〇三・一三・〇〇	――ビレット		二〇%	C

七四〇三・一九・〇〇	――その他のもの		二〇%	C
七四〇三・二一・〇〇	――銅・亜鉛合金（黄銅）		二〇%	C
七四〇三・二二・〇〇	――銅・すず合金（青銅）		二〇%	C
七四〇三・二九・〇〇	――その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）		二〇%	C
七四〇四・〇〇・〇〇	――その他のもの		二二%	H
七四〇五・〇〇・〇〇	銅のマスターアロイ		一五%	C
七四〇六・一〇・〇〇	――粉（薄片状のものを除く。）		一五%	C
七四〇六・二〇・〇〇	――粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク		一五%	C
七四〇七・一〇・三〇	――形材		一〇%	D
七四〇七・一〇・四〇	――棒		一〇%	D

七四〇七・二一・〇〇	――銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	一〇％	D
七四〇七・二九・〇〇	――その他のもの	一〇％	D
七五〇一・一〇・〇〇	――ニッケルのマツト	五％	A
七五〇二・一〇・〇〇	――ニッケル（合金を除く。）	五％	A
七五〇二・二〇・〇〇	――ニッケル合金	五％	A
七五〇三・〇〇・〇〇	――その他のもの	二二％	G
七五〇四・〇〇・〇〇	ニッケルの粉及びフレーク	五％	A
七五〇五・一一・〇〇	――ニッケル（合金を除く。）のもの	五％	D
七五〇五・一二・〇〇	――ニッケル合金のもの	五％	D
七六〇一・一〇・〇〇	――インゴット	一五％	D

七六〇一・二〇・〇〇	――インゴット		一五%	D
七六〇二・〇〇・〇〇	―その他のもの		二二%	H
七六〇三・一〇・〇〇	―粉（薄片状のものを除く。）		一〇%	D
七六〇三・二〇・〇〇	―粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク		一〇%	D
七八〇一・一〇・〇〇	――インゴット		一五%	C
七八〇一・九一・〇〇	――インゴット		一五%	C
七八〇一・九九・〇〇	――インゴット		一五%	C
七八〇二・〇〇・〇〇	―その他のもの		二二%	G
七八〇四・二〇・〇〇	―粉及びフレーク		五%	A
七八〇六・〇〇・二〇	――棒及び型材		五%	D

七九〇一・一一・〇〇	――インゴット	一〇%	D
七九〇一・一二・〇〇	――インゴット	一〇%	D
七九〇一・二〇・〇〇	――インゴット	一〇%	D
七九〇二・〇〇・〇〇	―その他のもの	二二%	G
七九〇三・一〇・〇〇	―亜鉛のダスト	五%	A
七九〇三・九〇・〇〇	―その他のもの	五%	A
七九〇四・〇〇・〇〇	―棒及び形材	五%	D
八〇〇一・一〇・〇〇	――インゴット	一〇%	D
八〇〇一・二〇・〇〇	――インゴット	一〇%	D
八〇〇二・〇〇・〇〇	―その他のもの	二二%	G

八〇〇三・〇〇・一〇	―はんだ付け用の棒		五%	A
八〇〇三・〇〇・九〇	―すずの棒及び形材		五%	A
八〇〇七・〇〇・三〇	―粉及びフレーク		五%	A
八一〇一・一〇・〇〇	―粉		五%	D
八一〇一・九四・〇〇	―タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）		五%	D
八一〇一・九六・〇〇	―線		五%	D
八一〇一・九七・〇〇	―くず		二二%	G
八一〇一・九九・一〇	―棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、シート、ストリップ及びはく		五%	D
八一〇一・九九・九〇	―その他のもの		五%	D
八一〇二・一〇・〇〇	―粉		五%	D

八二〇二・九四・〇〇	――モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）		五%	D
八二〇二・九五・〇〇	――棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく		五%	D
八二〇二・九六・〇〇	――線		五%	D
八二〇二・九七・〇〇	――くず		二二%	G
八一〇二・九九・〇〇	――その他のもの		五%	D
八一〇三・二〇・〇〇	――タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉		五%	D
八一〇三・三〇・〇〇	――くず		二二%	G
八一〇三・九〇・〇〇	――その他のもの		五%	D
八一〇四・一一・〇〇	――マグネシウムの含有量が全重量の九九・八パーセント以上のもの		一五%	C

八一〇四・一九・〇〇	――その他のもの		一五%	C
八一〇四・二〇・〇〇	――くず		二二%	G
八一〇四・三〇・〇〇	――大きさを揃えた削りくず及び粒並びに粉		一五%	C
八一〇四・九〇・〇〇	――その他のもの		一五%	C
八一〇五・二〇・一〇	――コバルトの塊		五%	B
八一〇五・二〇・九〇	――一次製品		五%	B
八一〇五・二〇・九〇	――その他のもの		五%	B
八一〇五・三〇・〇〇	――くず		二二%	G
八一〇五・九〇・〇〇	――その他のもの		五%	B
八一〇六・〇〇・一〇	――くず		二二%	G

八一〇六・〇〇・一〇	――その他のもの		五%	D
八一〇六・〇〇・九〇	――一次製品		五%	D
八一〇六・〇〇・九〇	――その他のもの		五%	D
八一〇七・二〇・〇〇	――カドミウムの塊及び粉		五%	D
八一〇七・三〇・〇〇	――くず		二二%	G
八一〇七・九〇・〇〇	――一次製品		五%	D
八一〇七・九〇・〇〇	――その他のもの		五%	D
八一〇八・二〇・〇〇	――チタンの塊及び粉		五%	D
八一〇八・三〇・〇〇	――くず		二二%	G
八一〇八・九〇・〇〇	――一次製品		五%	D

八一〇八・九〇・〇〇	――その他のもの	五%	D
八一〇九・二〇・〇〇	――ジルコニウムの塊及び粉	五%	D
八一〇九・三〇・〇〇	――くず	二二%	G
八一〇九・九〇・〇〇	――一次製品	五%	D
八一〇九・九〇・〇〇	――その他のもの	五%	D
八一〇一・一〇・〇〇	――アンチモンの塊及び粉	五%	D
八一〇一・二〇・〇〇	――くず	二二%	G
八一〇一・九〇・〇〇	――一次製品	五%	D
八一〇一・九〇・〇〇	――その他のもの	五%	D
八一一一・〇〇・〇〇	――くず	二二%	G

八 一 一 二 ・ 二 九 ・ 〇 〇	八 一 一 二 ・ 二 九 ・ 〇 〇	八 一 一 二 ・ 二 二 ・ 〇 〇	八 一 一 二 ・ 二 一 ・ 〇 〇	八 一 一 二 ・ 一 九 ・ 〇 〇	八 一 一 二 ・ 一 九 ・ 〇 〇	八 一 一 二 ・ 一 三 ・ 〇 〇	八 一 一 二 ・ 一 二 ・ 〇 〇	八 一 一 一 ・ 〇 〇 ・ 〇 〇	八 一 一 一 ・ 〇 〇 ・ 〇 〇
―― ―― ―― その 他の もの	―― ―― 一次 製品	―― ―― くず	―― ―― 塊及 び粉	―― ―― ―― その 他の もの	―― ―― ―― 一次 製品	―― ―― ―― くず	―― ―― 塊及 び粉	―― ―― その 他の もの	―― ―― 一次 製品
五 %	五 %	二 二 %	五 %	五 %	五 %	二 二 %	五 %	五 %	五 %
D	D	G	D	D	D	G	D	D	D

八一三・〇〇・〇〇	――一次製品	五%	D
八一三・〇〇・〇〇	――くず	二二%	G
八一二・九九・〇〇	――その他のもの	五%	D
八一二・九九・〇〇	――一次製品	五%	D
八一二・九二・〇〇	――その他のもの	五%	D
八一二・九二・〇〇	――塊、くず及び粉	二二%	G
八一二・五九・〇〇	――その他のもの	五%	D
八一二・五九・〇〇	――一次製品	五%	D
八一二・五二・〇〇	――くず	二二%	G
八一二・五一・〇〇	――塊及び粉	五%	D

八 一 三 ・ 〇 〇 ・ 〇 〇 〇	――― その他のもの		
		五 %	D

附属書二―D 関税に係る約束

第A節 関税の撤廃及び削減

1 一の品目に対する関税の基準税率及び当該一の品目の削減のそれぞれの段階における暫定的な関税率を決定するための実施区分については、当該一の品目ごとに各締約国の表に明示される。

2 段階における暫定的な率については、百分率の十分の一の位未満は切り捨て、又は税率が貨幣単位で表されている場合には各締約国の表に定めるものとする。

3 (a) 4 (a)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が第三十・五条（効力発生） 1、2又は3の規定に従って締約国について効力を生ずる場合には、次のとおりとする。

(i) 当該締約国の表において実施区分の欄に「E/E」以外を掲げる品目について定める関税率については、この協定が当該締約国について効力を生ずる日に最初の削減が行われる。

(ii) 当該締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、関税削減の二回目の段階については、(i)の削減の翌年の一月一日に実施され、当該締約国のその後の各年の関税削減については、その後の各年の

一月一日に実施される。

(b) 4 (b)(i)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が第三十・五条（効力発生）4及び5の規定に従って締約国について効力を生ずる場合には、次のとおりとする。

(i) 当該締約国は、この協定が当該締約国について効力を生ずる日に、この協定が第三十・五条（効力発生）1、2又は3の規定に従って当該締約国について効力を生じたとしたならば当該締約国が同日までに実施したであろう関税削減の全ての段階を実施する。

(ii) 当該締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、(i)の規定に従って実施された関税削減の翌年の関税削減については、この協定が当該締約国について効力を生ずる日の後の年の一月一日に実施され、当該締約国のその後の各年の関税削減については、その後の各年の一月一日に実施される。

4 (a) この協定が第三十・五条（効力発生）1、2又は3の規定に従って効力を生じた締約国（以下この節において「原締約国」という。）は、この協定が同条4又は5の規定に従って効力を生じた締約国（以下この節において「新締約国」という。）について次の規定のいずれを適用するかを選択することができる。

- (i) この協定が当該新締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該原締約国の表を適用する。
 - (ii) この協定が当該原締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該原締約国の表を適用する。
- (b) 原締約国が、(a)(i)の規定に従い、この協定が新締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該原締約国の表を適用する場合には、当該新締約国は、当該原締約国について次の規定のいずれを適用するかを選択することができる。
- (i) この協定が当該新締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該新締約国の表を適用する。
 - (ii) この協定が当該原締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該新締約国の表を適用する。
- (c) 原締約国は、第三十・五条（効力発生）5に規定する委員会による署名国についての肯定的な決定の日の後十二日以内に、当該署名国についての(a)の規定に基づく自国の選択について当該署名国及びその

他の締約国に通報する。当該署名国は、同条5に規定する委員会による当該署名国についての肯定的な決定の日の後二十四日以内に、当該署名国に対して(a)(i)の規定に基づいて自国の表を適用するとの自国の選択を通報した各原締約国についての(b)の規定に基づく自国の選択を他の締約国に通報する。

(d) 原締約国は、(c)に定めるところに従って(a)の規定に基づく選択を通報しない場合には、この協定が新締約国について効力を生ずる日に(a)(ii)に定めるところに従って当該新締約国について自国の表を適用する。新締約国は、(c)に定めるところに従って(b)の規定に基づく選択を通報しない場合には、この協定が当該新締約国について効力を生ずる日に(b)(ii)に定めるところに従って原締約国について自国の表を適用する。

(e)(i) (a)(i)に定めるところに従って新締約国について自国の表を適用する原締約国は、第二・四条（関税の撤廃）5の規定に従って当該新締約国についてこの附属書の自国の表に定める原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げることができる。

(ii) (b)(i)に定めるところに従って原締約国について自国の表を適用する新締約国は、第二・四条（関税の撤廃）5の規定に従って当該原締約国についてこの附属書の自国の表に定める原産品の関税の撤廃

時期を一方的に繰り上げることができる。

(f) この協定の他の規定にかかわらず、この協定が、原締約国が(a)(i)に定めるところに従って自国の表を適用することを選択した新締約国について効力を生ずる日に、

(i) 当該原締約国が当該新締約国からの原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げる場合には、当該原締約国は、その後^にその繰上げを取り消してはならない。

(ii) 当該新締約国が当該原締約国からの原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げる場合には、当該新締約国は、その後^にその繰上げを取り消してはならない。

5 締約国は、この附属書の当該締約国の表において一の品目について定める実施区分と特定の年における当該一の品目について定める関税率との間に乖離^{かいり}が生ずる場合には、当該一の品目について定める実施区分に従って要求される率を適用する。

6 この附属書及び締約国の表の規定の適用上、

(a) 「一年目」とは、

(i) (ii)及び(iii)に規定する場合を除くほか、この協定が第三十・五条（効力発生）1から3までの規定に

従っていずれかの締約国について効力を生ずる年をいう。

(ii) 原締約国の表において、当該原締約国が 4 (a) (i) に定めるところに従って自国の表を適用することを
選択した新締約国の産品については、この協定が当該新締約国について効力を生ずる年をいう。

(iii) 新締約国の表において、当該新締約国が 4 (b) (i) に定めるところに従って自国の表を適用することを
選択した原締約国の産品については、この協定が当該新締約国について効力を生ずる年をいう。

(iv) (ii) 及び (iii) の規定にかかわらず、

(A) 締約国の表に定められ、かつ、全ての締約国の原産品について適用される関税割当て又はセーフ
ガード措置の適用上、一年目とは、この協定が第三十・五条（効力発生） 1 の規定に従っていづれ
かの締約国について効力を生ずる年をいう。

(B) 締約国の表に定められ、かつ、二以上の締約国（全ての締約国である場合を除く。）の原産品に
ついて適用される関税割当て又はセーフガード措置の適用上、一年目とは、当該締約国の表に定め
る意味を有する。

(b) 「二年目」とは、一年目の後の年をいい、「三年目」とは、二年目の後の年をいい、「四年目」と

は、三年目の後の年をいい、その後も同様とする。

(c) 「年」とは、締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、一月一日に始まり十二月三十一日に終わる暦年をいう。

7 この附属書の締約国の表においてセーフガード措置が適用できると特定される品目については、当該締約国が原産品に適用するセーフガード措置の実施方法は、当該締約国の表の付録Bに定める。

第B節 関税率の差異

8 この附属書の締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、この附属書の当該輸入締約国の表に従って関税上の特惠待遇が要求された時に他の締約国に対して同一の原産品について異なる関税上の特惠待遇を適用する場合には、軽微な作業以外の最終生産工程が行われた締約国の原産品に対する関税率を適用する。

9 8の規定の適用上、「軽微な作業」とは、次のものをいう。

(a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保存することを確保する作業
(b) 包装、再包装、貨物の仕分又は産品を小売用にすること（瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に詰

める作業を含む。〕。

- (c) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (d) セット、詰合せ、キット又は複合的な産品を構成することを意図した産品の収集
- (e) (a)から(d)までに規定する作業の組合せ

10 8の規定並びにこの附属書の締約国の表に定める適用可能な規則及び条件にかかわらず、輸入締約国は、輸入者が次のいずれかの関税上の特惠待遇を要求することを認める。

- (a) いずれかの締約国からの原産品に適用される最も高い関税率
- (b) 生産工程が行われたいずれかの締約国からの原産品に適用される最も高い関税率